

# 市川市教育振興基本計画

【第4期】

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育



令和6年1月

市川市教育委員会





## ともに学び、ともに生きる



現在は、急激な変化の時代にあり、将来どのような社会になっているのかを予測することが難しい状況にあります。このような状況の下、持続可能な社会の創り手を育成し、一人ひとりが幸せや生きがいを感じて、周りの人々や地域にも思いめぐらし、誰もが豊かさを感じられる社会を実現するには、教育の果たす役割がますます重要になっています。

第4期市川市教育振興基本計画は、教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の教育に関わる児童生徒、教職員、保護者、市民等、様々な方々の思いを汲み、今後5年間に本市教育の進むべき方向性を明らかにしました。

子どもたちは誰もが可能性に満ち溢れています。変わりゆく時代に合わせて、学校での子どもたちの学びも変わっていきます。子どもたちの心に火を灯し、自ら学び、自分らしい生き方を実現していけるよう、何を学ぶかだけでなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進めて行く中で、どのように学ぶか、何ができるようになるかも重視して、子どもたちの生きる力を確実に育んでまいります。

社会は様々な場面で多様化が進み、異なる生き方や価値観が共存しています。家庭・学校・地域のつながりの中で、すべての子どもの可能性を最大限に伸ばす教育を推進し、人間関係を築く力や自己肯定感の向上を図ります。

本市では全市立学校・園において、学校運営協議会、地域学校協働本部を設置し、地域と学校が連携協働して子どもたちの成長を見守り、支える土壌があります。子どもの教育を進める上でこれほど心強いことはありません。

今後も家庭・学校・地域が連携して、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えられるよう、教育委員会に期待されている役割を十分に果たしてまいりたいと考えております。

人は人とつながり、ともに学び、ともに働き、ともに生きることで成長し、喜びを分かち合うことができます。将来にわたって、世代を超えて、地域全体で教育に関わる「つなぐ教育」を充実・発展させてまいります。

最後に、本計画の策定にご協力いただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げるとともに、本市教育の目指す姿の実現に向けて、市民の皆様からのご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和6年1月 市川市教育委員会教育長  
田中 庸惠



# 目 次

---

## ■ 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 社会状況の変化と取り組むべき課題	4
6 市川市の教育を取り巻く現状と課題	5

## ■ 計画の体系

1 計画の体系	10
2 前 市川市教育振興基本計画を通しての課題・成果と方向性	12
3 市川の教育の目指す姿	15
4 基本理念	17
5 基本的な3つの考え方	19
6 方針	21
7 方針1 子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進	23
8 方針2 学びの質の向上と学びの保障の実現	38
9 方針3 ともに支え合う学びの環境整備	50

## ■ 計画の推進

1 検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践	60
2 新たな教育上の課題への対応	60

## ■ 資料編

1 主な事業・取組一覧	62
2 市川市の教育を取り巻く現状	73
3 策定経過	84
4 市川市教育振興審議会	85



# 計画の策定にあたって

---

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 社会状況の変化と取り組むべき課題
- 6 市川市の教育を取り巻く現状と課題

## 1 計画策定の趣旨

市川市教育委員会は、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、市川市教育振興基本計画を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

第3期市川市教育振興基本計画(令和元年度～令和5年度。以下「第3期計画」といいます。)のもと、各施策の推進により計画の目標を着実に達成してきた一方、第3期計画期間中に毎年度実施した「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」では、さらに充実させていかなければならない施策があることが明らかになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、現代は将来の予測がますます困難な時代になっています。

このような時代において豊かで幸せな人生を送り、社会を持続可能なものとするためには、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす営みである教育が果たす役割はますます大きくなっており、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、新時代の到来を見据えた教育政策が必要です。

このようなことから、市川の教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、市川市における教育政策を実効あるものとするため、第4期市川市教育振興基本計画(以下「第4期計画」といいます。)を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

第4期計画は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、第4期計画は、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ市長が策定した「市川市教育振興大綱」を尊重し策定しています。

そして、市川市総合計画の「教育」に関する分野を担うものであり、関連計画とも整合性を図っています。

## 3 計画の対象

第4期計画は、市川市の教育行政に係る基本的な計画であり、教育委員会が所管する幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の学校教育及び生涯学習を計画の対象範囲とします。

## 4 計画の期間

第4期計画の期間は、令和6年度から5年間とします。

## 5 社会状況の変化と取り組むべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいるべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。

少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展、地球温暖化や異常気象も含め、地球規模課題、教育格差の広がりや社会階層の固定化・再生産、貧困問題など、様々な社会課題が存在しています。

また、都市への人口集中や核家族化の進展等を背景として、家庭や地域の教育力が低下しています。

子どもたちの教育は、家庭・学校・地域が互いに連携し、適切に役割を分担しながら子どもたちの成長を支えていくことが必要ですが、現状においては、例えば、子どもの基本的な生活習慣の育成等の面で、学校や教員に過度の期待が寄せられています。

そのため、保護者や地域住民の教育活動への理解と協力を求めるなど、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域が学校や子どもの教育を支える環境づくりを進めることができます。

さらに、このような社会状況等を背景として、学校生活では、児童生徒の学ぶ意欲や、様々な実体験の減少等に伴う社会性やコミュニケーション能力等の不足、いじめや不登校、ヤングケアラー、児童生徒の発達に関連した課題など、一層複雑化・多様化しています。今後も個々の状況に応じた、きめ細やかな対応が求められています。

また、近年、人々の価値観が、富の追求に限らない多様な幸せ、社会への貢献を重視する方向などに変わりつつあります。今後目指すべき将来像として、国では、ICTの浸透によって人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーション(DX)により、直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会が示されています。

一人ひとりの多様な幸せや社会の豊かさを実現していくためには、誰もが学び続け、これからの中を生き抜いていくための資質・能力を身に付けることが必要であり、そのために教育を通じてその向上を図っていくことが重要となっています。

## 6 市川市の教育を取り巻く現状と課題

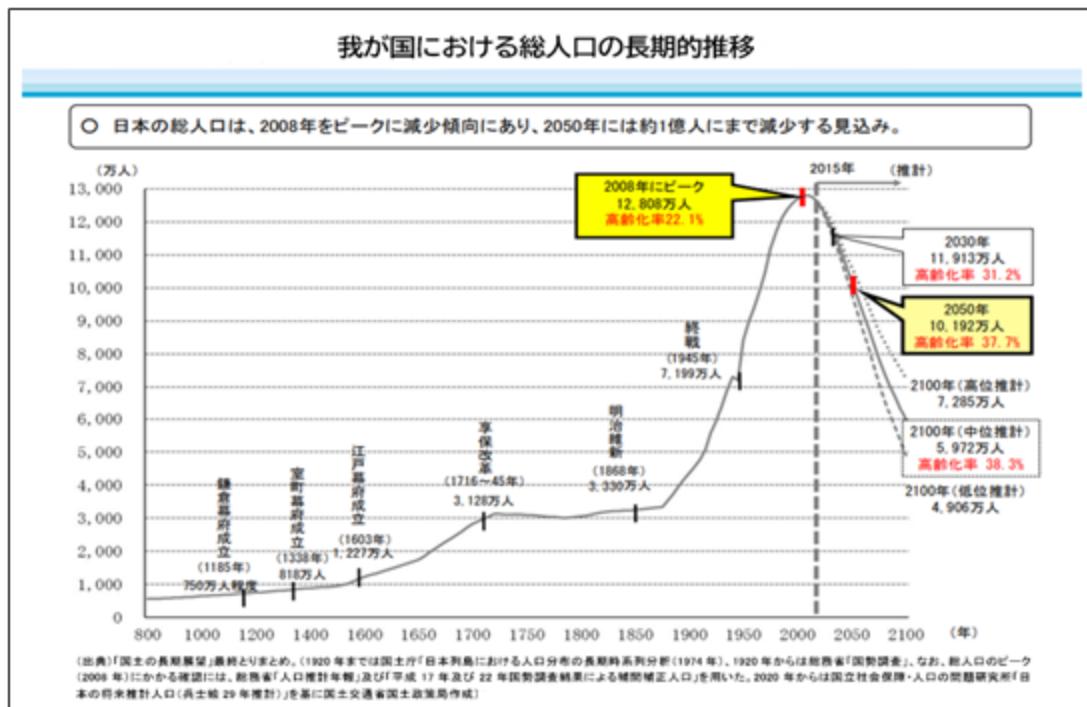
### ◆これからの変化と取組

#### ①将来人口

日本の総人口は平成20年(2008年)にピークを迎え、そこを境に減少を始めています。令和7年(2025年)には約800万人いるすべての「団塊の世代」(昭和22年~昭和24年生まれ)が後期高齢者(75歳以上)となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えます。

それに加え、高齢者人口の層は増加し続けて高齢化が進行し、令和32年(2050年)には日本の高齢化率は37%を超えると予測されています。

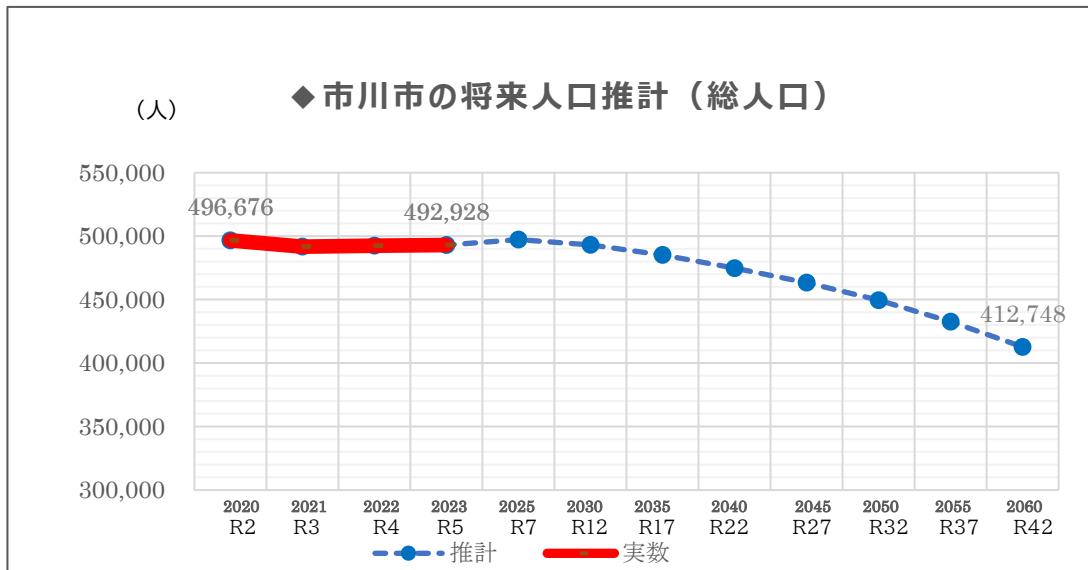
その結果、社会保障制度や経済をどのように維持していくかが課題になると考えられています。



「国土の長期展望」最終とりまとめ(国土交通省 國土審議会計画推進部会 参考資料)より

市川市の人口については、これまで増加傾向にありました。しかし、令和7年（2025年）から減少に転じ、人口減少の局面へ進むことが予想されています。

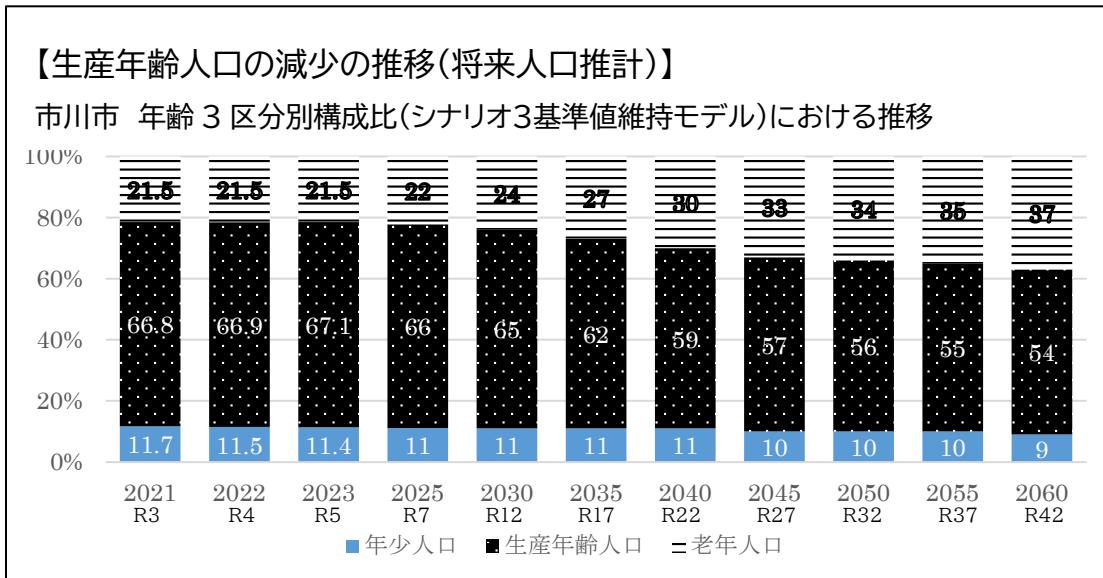
現状のまま推移した場合は、人口減少・超高齢化により、経済や社会にひずみも生じてくる恐れがあります。



「市川市総合計画 第3次基本計画 資料編」から作成

## ②生産年齢人口

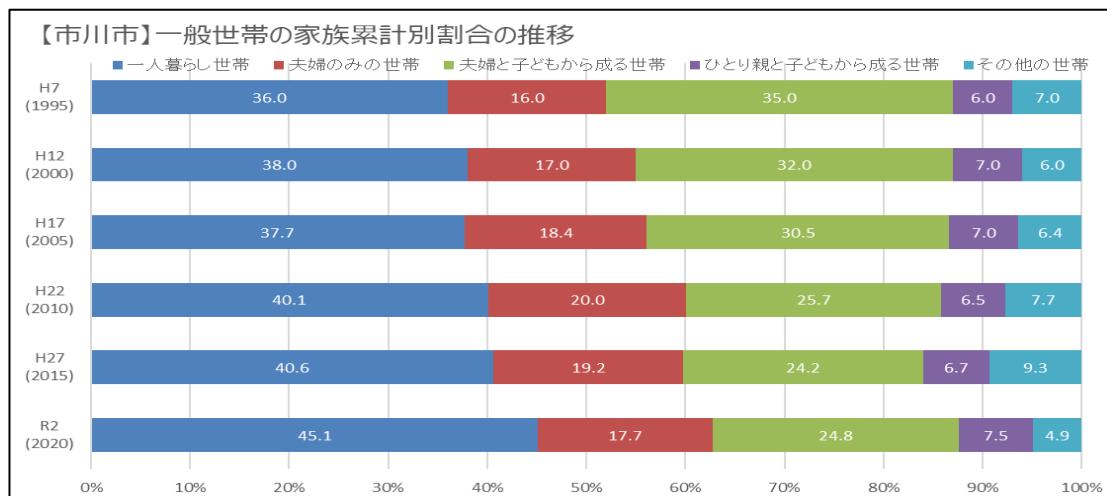
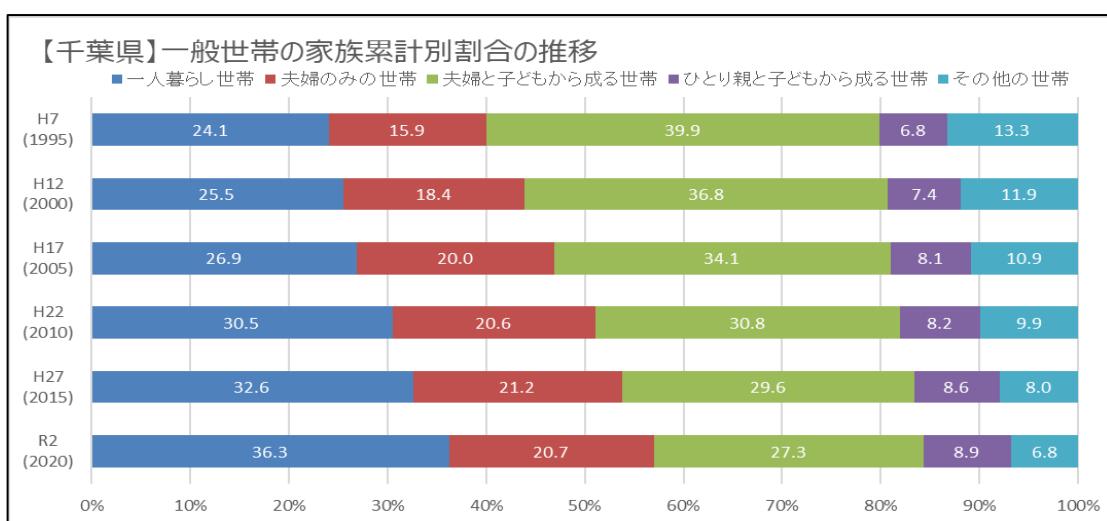
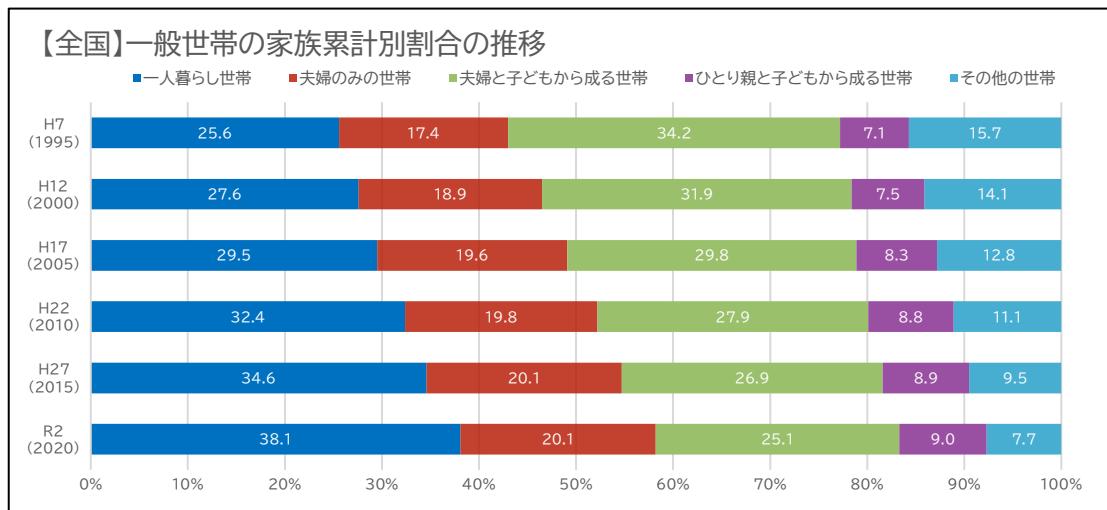
少子高齢化により、年少人口（14歳以下）の減少が続くことが見込まれています。また、国内の生産活動を中心となって支える生産年齢人口（15～64歳）も減少を続けるものと見込まれています。労働力を含め、あらゆる面での人手不足の状況が一層深刻化していくことが予想されます。



「市川市総合計画 第3次基本計画 資料編」から作成

### ③家族類型

核家族の増加から、現在は家族形態が多様化し、未婚、晩婚化などにより少子化が進んでいます。市川市では一人暮らし世帯の割合が増えています。国や千葉県と比べ、一人暮らし世帯の割合が高い傾向にあります。



総務省「国勢調査」から作成

社会では、人口構成の変化に伴い社会構造が変化してきており、コミュニティの維持が困難になるなど、人ととのつながりがより希薄になることが予想されます。家庭・学校・地域が連携し、学びの関わりを通してそれがつながることができる環境整備が重要です。

また、人生100年時代が到来し、一人ひとりが生涯にわたって活躍することが求められる時代となっています。

第4期計画においては、家庭・学校・地域がそれぞれ強みを生かし、教育力の向上を目指せるよう教育環境の整備を進めるとともに、市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、その成果が生きる地域づくりを推進します。

# 計画の体系

- 
- 1 計画の体系
  - 2 前 市川市教育振興基本計画を通しての課題・成果と方向性
  - 3 市川の教育の目指す姿
  - 4 基本理念
  - 5 基本的な3つの考え方
  - 6 方針
  - 7 方針1 子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進
  - 8 方針2 学びの質の向上と学びの保障の実現
  - 9 方針3 ともに支え合う学びの環境整備

## 1 計画の体系

◆市川の教育の目指す姿は、次の2つとします。

- 互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども
- 誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域

◆市川の教育の目指す姿を実現するため、基本理念を定めます。

「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

◆各施策の実現にあたり重視する、基本的な3つの考え方を定めます。

- 1 すべての人の可能性を引き出す教育
- 2 家庭・学校・地域の連携
- 3 学びの環境整備(教育DX)

〔目指す姿と基本理念、基本方針及び目標の関係イメージ図〕



◆基本方針、目標、施策の一覧です。

基本方針	目標	施策
〈方針1〉 子どもたち 一人ひとり の可能性を 引き出す 教育の推進	1 確かな学力の 育成	1 幼児期における教育の推進 2 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進 （「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善） 3 学校段階間の接続の推進
		4 道徳教育・人権教育の充実 5 読書活動の充実 6 体験活動・交流活動の充実
		7 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進 8 食育の推進 9 運動やスポーツに親しむ機会の充実
	4 社会の変化に 対応できる 資質・能力の育成	10 社会的・職業的自立 11 社会参画意識の醸成 12 グローバル人材育成
		13 児童生徒の情報活用能力の向上 14 教育のICT環境整備の充実 15 教職員のICT活用指導力の向上
		16 働き方改革の推進 17 教職員の指導力の向上 18 安全・安心で質の高い教育環境の整備
	6 指導体制・ 教育環境の整備  7 多様な教育 ニーズへの対応	19 特別支援教育の推進 20 不登校児童生徒への対応 21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実 22 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 23 教育的支援が必要な子どもへの対応と相談体制の強化 24 放課後の子どもの居場所づくりの推進
		25 家庭の教育力の向上 26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
		27 生涯学び、活躍できる環境の整備 28 図書館機能を活用した学習活動の充実 29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進 30 公民館の活用の推進
		31 文化財の保護・活用と調査の推進
	8 家庭・学校・地域 の連携と協働の推進  9 生涯にわたる学び の推進  10 文化財の保護・ 活用と調査	

## 2 前 市川市教育振興基本計画を通しての課題・成果と方向性

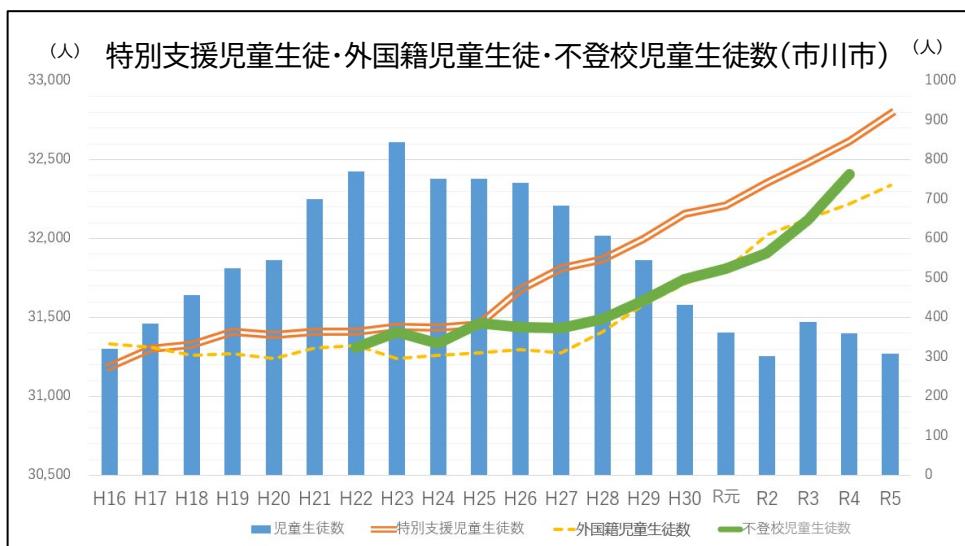
### ◆第3期計画を通しての課題

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、臨時休校や学校行事の中止など、多くの教育活動が制限されました。

人々との接触が制限される中、子どもたち自身に任された時間が増え、自分の時間をどのように過ごすのかが求められました。日頃から学習習慣を身につけ、成長とともに将来ありたい姿に向けての努力を積み重ねていけることが重要です。

学校は、授業だけでなく、先生や同級生、地域の人などとの何気ないコミュニケーションによって人と人とのつなぐ重要な役割を担っています。長時間登校できなかつた経験を通して、友達と関わり合いながら学びを深め、考えなどの違いを互いに認め合いながら、互いに成長できる「学び合い」の大切さを再確認しました。

令和4年度には全国の小中学生の不登校が過去最大の29万9千件余りとなり、本市においても不登校児童生徒が増加傾向にあります。不登校児童生徒への学習の機会の確保及び評価の在り方についても、柔軟な在り方が求められています。また、市川市では特別な支援を要する児童生徒や外国籍の児童生徒も増加しており、寄り添った対応が重要です。



学校では、GIGAスクール構想のもと学習用端末やWi-Fi環境など、ICTの整備が進められるとともに、教職員のICT指導力の向上がますます重要になっています。

また、教職員については、教員希望者の減少、休職者の増加に加え、児童生徒・保護者の特別なニーズや教育的な配慮に対応するために、教員数を増加させる必要が生じるなど、教員不足の状況が浮き彫りとなりました。業務の見直し・適正化など働き方改革が喫緊の課題となっています。

学校施設をはじめとする公民館や図書館などの公共施設については、大半が建設後30年以上経過し、老朽化が進んでいます。学校施設は子どもたちの学習の場で、安全に過ごせる場であり、災害発生時には地域住民の避難所・避難場所としての役割も果たします。順次改修工事等を行っていますが、建替えが必要な校舎等について計画的に建替え等を進める必要があります。

## ◆成 果

このような中、市川市は、平成31(令和元)年度にすべての市立幼稚園(6園)、小学校(38校)、中学校(15校)、義務教育学校(1校)、特別支援学校(1校)をコミュニティ・スクール※としました。令和4年度末時点で、県内において本市と同規模の市町村では他に例がありません。

また、平成27年度に義務教育学校「塩浜学園」が開校し、小中一貫教育の効果が明らかになってきたことを踏まえ、小中一貫教育の実施を目的とする学校の設置として、令和3年度には東国分中学校、曾谷小学校、稻越小学校の3校からなる「東国分爽風学園」、令和4年度には高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校からなる「信篤三つ葉学園」をスタートさせ、9年間の学びのつながりを大切にした教育を進めてきました。

## ◆今後、求められるもの

将来の予測が困難な時代においては、自らが課題を発見し、他者と協働しながら、解決できる力が重要です。

多様な個人それが経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生きがいを感じられる教育の在り方が求められています。

自分だけではなく、仲間、家族、地域、そして地球の豊かさ、人類全体の幸せにも配慮できる学びが期待されています。私たちの望む未来には数多くのビジョンが存在するかもしれません、社会全体の豊かさ、幸せは共通の「目的地」です。

社会の多様化が進む中、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向けた教育の推進が求められています。

#### ◆本市では

これまで市川市は、すべての子どもたちに目を向け、必要な取組を進めてきました。昭和32年には県内初であり、全国でも4番目となる知的障害養護学校として市川市立養護学校(現 須和田の丘支援学校)を開校し、昭和40年には、国立国府台病院(現 国立国際医療研究センター国府台病院)に、国内初の児童精神科入院児のための院内学級(市川市立第一中学校・国府台小学校在籍)を創設しました。また、昭和57年には大洲中学校内に、県内初となる夜間学級を開設し、学び直しが必要な方々にも向き合ってきました。

家庭・学校・地域の連携・協働の推進についても、本市においては、「コミュニティ・スクール」が法律で明記された平成29年より前の昭和55年からすでに「コミュニティスクール」という言葉を用いて、着実に歩みを進めています。

第4期計画においては、第3期計画の成果と課題、時代の要請を踏まえ、本市の強みを生かし、「互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども」の育成と、「誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域」の実現を目指し、様々な施策を進めていきます。

---

※ コミュニティ・スクール…地域の方や保護者、教員等で構成し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する機関である「学校運営協議会」を設置した学校。

### 3 市川の教育の目指す姿

教育委員会では、これまでの課題・成果や方向性を踏まえ、第4期計画では

○互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども

○誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、

**家庭・学校・地域**

を、市川の教育の目指す姿とします。

人は地域や社会の中で、支え合いながら生きています。誰もがより良く生きるためにには、すべての人にとって、地域や社会がより良いものでなければなりません。そのため、個人の幸せのみならず、他者や地域・社会も幸せや豊かさを感じられるものとなることを目指す必要があります。

教育は人がより良く生きるために必要な力を育むものであることから、教育を通して、一人ひとりの幸せと社会の幸せの実現を目指すものです。

○互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども

「互いに認め合う」とは、他者の存在を受け入れ、自分と他者の良さや違いを知り、自分も他者も尊重するということです。

「自分の思いを実現できる」とは、自分が生きたいように生きることができるということです。「思い」は、志、願い、夢、希望、理想などであり、目の前のことや将来のことでの時点も様々、思いの大きさや強さも様々です。

ただし、「自分が生きたいように生きる」だけでは他者を尊重しないことになり、他者の自由を奪うことになります。他者も生きたいように生きることができるという気持ちを持つことが大切です。

そのため、「互いに認め合う」ことと、「自分の思いを実現できる」ことを一体的に進め、子どもの育成を目指すものです。

地域・社会(日本)・世界には、様々な人がいます。年齢、性別、障がいの有無、国籍、民族、宗教、文化、価値観、経験、職歴、経歴、家族構成、特性、個性など、すべてが全く同じという人はおらず、誰もが一人ひとり異なっている、かけがえのない存在です。

お互いが良さや可能性を認め合い、たとえ自分と異なる意見があっても、自分の気持ちや考えを整理したり広げたり深めたりできる力が求められます。

一人ひとりが自律的に行動し、想像力や創造力を発揮しながら多様な人と協働して正解のない問題に立ち向かうことができる力を育てます。

#### ○誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域

「誰もが幸せを感じ」とは、一人ひとりの幸せだけではなく、地域全体、社会全体、人類全体が幸せを感じるということです。

「ともに学び支え合う」とは、人々がつながりや関わりを持って学び、力を高めながら、共感的・協調的な関係の中で地域コミュニティを維持・発展させ、対等に協働し、力を発揮し合うということです。

人々がともに学び合い、学びを通じて支え合い、お互いのつながりや関わり合いからもたらされる幸せを感じられる家庭・学校・地域を目指します。

## 4 基本理念

教育委員会では、第4期計画においても引き続き、

### 「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

を基本理念として教育の振興を図ります。

人は、多様な人と関わりながら生活をしています。また、自然との共存や、文化的な利益の享受は、人として生きていくために欠かせないものとなっています。このような様々な関わりを通して、自らの思考や感情、興味や関心を育み、心を豊かなものとしています。

技術革新の進展、長寿化に伴い、産業構造や私たちの生活が大きく変わっていく未来社会においては、誰もが自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、夢の実現につなげる先見的な教育と、生涯を通じて主体的に学び続けることのできる教育環境の実現が不可欠です。

また、技術革新がさらに進んでも人間中心の社会を目指すためには、豊かな人間性を育み、人間ならではの強みを生かしていくことがますます必要となり、これに寄与する教育の役割は重要です。

これらのことから教育委員会では、第4期計画においても、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、それぞれのライフステージにおける学びや家庭・学校・地域の連携・協働を大切にした「つなぐ教育」を充実・発展させていきます。

教育は、家庭・学校・地域が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことで成し得ることです。

「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域が一体となって、子どもを育てていく教育です。「教育の共有化」という理念のもと、コミュニティ・スクールなど地域とともににある学校づくりと地域教育力を組織化し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりをさらに推進します。

「未来へつなぐ教育」とは、学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育です。「教育の接続化」という理念のもと、中学校ブロック単位※における指導の一貫化の取組や特別支援教育の視点を生かした指導・支援を通して、進学・進級時のなめらかな接続と一人ひとりのニーズに応じた適切な段差の設定を図り、長期的な視野に立った教育、そして、自分らしく輝くための学びを実現します。

---

※ 中学校ブロック単位…市川市では、中学校とその学区内にある小学校でグループを作り、地域の小・中学校が連携している。16のブロックがある。

## 5 基本的な3つの考え方

第3期計画の期間中、私たちは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、3か月間にもわたる全国一斉休校というこれまでにない経験をしました。一斉休校によって、私たちは改めて学校の意義を見つめ直すとともに、教育の重要性について再認識をしました。

これからの教育は、ますます多様化する子どもたち一人ひとりに対し、急速に変化する社会に対応できる力を育んでいく必要があります。

一方、学校においては、情報化の加速度的な進展への対応や、教員の長時間勤務の解消など、解決すべき問題が山積し、顕在化しています。

こうした現状を踏まえ、本市における今後の教育を考えるにあたり、「市川市教育振興大綱」や国の第4期となる「教育振興基本計画」に加え、これまで進めてきた本市の強みを生かした教育が、本計画全体を貫く形で進められるよう、特に重要な思われる事項を3つの柱に整理し、本計画の全体を貫く「基本的な考え方」とし、施策を実施していきます。

### 1 すべての人の可能性を引き出す教育

人は多様であり、発達特性や不登校、外国籍など特別な配慮をする子どもだけでなく、教室では日々の学習に遅れを感じている子どももいれば、学習を先に進めたい子どももいます。学校の授業や教育活動の仕方次第で、一人ひとりが持っている力をより伸ばすことができると言えます。

また、絶えず変化し将来の予測が困難な社会において、大人も生涯にわたり学び続ける必要があります。その人の潜在能力を引き出し、強みを生かしてその人らしく社会参画することにより、心豊かな人生を送れるよう、個性や性別、国籍、経済事情、障がいの有無に関わらず、すべての人が自分に合った内容や方法で生涯学び続けることのできる環境整備を目指してきました。

本市の強みである「すべての人の可能性を引き出す教育」を引き続き重視し、豊かで幸せな人生を送れるように進めます。

## 2 家庭・学校・地域の連携

地域や保護者の方、教員等で構成し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する機関である「学校運営協議会」を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼んでいます。本市のすべての市立学校はコミュニティ・スクールであり、家庭・学校・地域が連携して子どもを育てる基盤が整備されています。

また、校庭などの学校施設を地域の人々にも開放するなど、学校の資源の効果的な活用も進めており、学校は家庭や地域の人々の学ぶ場としての機能を果たしています。

「家庭・学校・地域の連携」を引き続き重視した教育により、相互に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指します。

## 3 学びの環境整備(教育 DX)

1つ目の柱で述べた「すべての人の可能性を引き出す教育」を実現するためには、学びの土台となる環境を適切に整えていく必要があります。特に、ICT の活用は不可欠であり、生成AIをはじめとする急速な技術進歩への対応や、教員の指導力向上は喫緊の課題です。

また、教職員の多忙化解消は、教職員が本来担うべき教育活動に専念できることにより教育の質を高めるとともに、将来教員を目指す優秀な若者を増やすことにもつながることから、短期的にも長期的にも、最も重要で注力すべき取組と言えます。学びの ICT 環境の充実は、学校における業務の効率化にとっても有効な方策となります。

このため、今後はさらに一步進んで、新たな時代にふさわしい教育へと変容、変革をもたらす教育 DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組みます。

## 6 方針

第4期計画では、市川の教育に関わるすべての人が、同じ目標に向かって教育政策を進めることができるよう、目指す子ども像や家庭・学校・地域の姿を示しました。

基本理念と基本的な考え方を踏まえ、目指す姿に向かって、家庭・学校・地域の連携・協働のもと、今後5年間を通して市川市が取り組む教育政策の方針を、次の3つに整理しました。

方針  
1

子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す  
教育の推進

方針  
2

学びの質の向上と学びの保障の実現

方針  
3

ともに支え合う学びの環境整備

第4期計画の推進にあたっては、教育委員会だけではなく、子ども・保健・福祉部門などの市長部局や、保護者や地域の方々、関係機関や大学・企業など、多様な主体がそれぞれ役割を適切に分担しながら、社会全体が協働して教育の向上に取り組むことを目指し、連携・協働しながら効果的に施策を実施していきます。

第4期計画では、3つの方針のもと、目標と施策を示し、目標の達成状況を確認するための「成果指標」と、その背景等を確認するための「参考指標」を設定しました。

## ▶指標

成果指標	関連施策 (目標-施策)

「成果指標」は、施策(目標)の達成状況を把握するための指標であり、例えば、関連施策欄 2-4は、「目標2の施策4」を表しています。

参考指標	関連施策 (目標-施策)

「参考指標」は、施策(目標)の背景となる事柄であり、大きな数値変動の有無を確認するための指標です。

- 「成果指標」は、毎年度行う点検及び評価において、施策(目標)の達成状況や課題を踏まえ、内容の見直しを行うことがあります。

## 7 方針1

方針  
1

### 子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す 教育の推進

教育は、子どもがたくましく人生を心豊かに過ごすために重要な役割を果たします。

変化が激しく、将来の予測が困難な社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、多様な人々と価値観を認め合い、協働しながら困難に立ち向かうとともに、生涯にわたって主体的に学び続けることが必要です。

そのために、子どもたちには、自分に合った学び方を模索し、課題解決のための情報収集や、多様な人々とともに問題に取り組んでいくなどの学習を通して、自分の思いや考えを表現する力を育み、世の中に新しい価値を生み出していく、「自ら学び続ける力」を身に付けていくことが必要です。

そこで、確かな学力、豊かな人間性、それを支える健康な心と体を育みます。

また、すべての子どもたちがお互いの多様性を認め、高め合う協働的な学びの機会を確保することなどを通して、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、家庭・学校・地域のつながりの中で、人間関係を築く力や自己肯定感の向上を図ります。

目標  
1

確かな学力の育成

「学力」とは、知識や、テストの点数で測れる力だけではありません。

変化が激しく将来の予測が困難な社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く知識・技能の習得、習得した知識・技能を生かして未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性が必要です。これが「確かな学力」であり、これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むため、家庭・地域と、学力とは何かを共通認識し、教育課程を共有して連携・協働しながら教育活動を充実させることが大切です。

教育委員会では、子どもの発達や学びのつながりを大切にし、学校間のなめらかな接続・連携を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを推進することにより、確かな学力を育成します。

## ▶施策

### 1 幼児期における教育の推進

幼児の発達に応じた遊びや生活を通して、健康な心と体、人と関わる力を育てます。また、自発的に周囲の様々な環境に関わり、好奇心や探究心を持ち感じたことや考えたことを言葉で表現し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を進めます。

さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を家庭・小学校・地域と共有するとともに、関係部署等と連携し、家庭への支援や地域資源の活用を進めることにより、幼児教育の質を高めます。

あわせて、幼児期の教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。

#### 【主な事業・取組】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 幼稚園教諭と保育士との交流
- 幼児教育推進事業

### 2 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進

#### (「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善)

学習の基盤となる読解力の向上に取り組むとともに、基礎的・基本的な内容を確実に習得できるよう、個に応じた学びを充実させるために、指導方法の改善と学習環境の整備に取り組みます。また、主体的・対話的で深い学びを通した授業改善を図り、身に付けた知識や技能を学習や生活に活用していく力を高めるための問題解決型の学習を充実させます。

とりわけ、児童生徒が自ら課題を設定し、解決に向けて情報収集・分析などを行い、周囲の人々と協働しながら進めていく探究学習を進めます。これにより、児童生徒が自己の生き方を考えていくための資質・能力を身に付けたり、自らの学びを振り返り、より物事や自分自身に関する内省的な考えを深められるようにしていきます。

#### 【主な事業・取組】

- 少人数学習等担当補助教員雇上事業
- 学校環境整備事業
- 各種作品展事業
- 音楽会活動事業
- 教職員等研修事業

### **3 学校段階間の接続の推進**

---

子どもの学びや育ちの連続性を強化するために、幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校など、地域での学校等間の連携を進めます。

また、中学校ブロックを中心とした教職員や子どもの相互交流、授業公開などにより、指導の方法や子どもに関わる様々な情報の共有化を進め、学校等間のなめらかな接続を図ります。

#### **【主な事業・取組】**

- 学校間連携推進事業
- 交流人事
- 義務教育学校設置事業
- アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム研修事業

---

※ アプローチカリキュラム…幼児期にふさわしい生活を通して、この時期の資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるように工夫された 5 歳児 10 月から修了までの指導計画。  
スタートカリキュラム…小学校の生活へ適応していくよう、幼児期の育ちや学びを基にして編成した入学当初の指導計画。

## ▶指標

	成果指標	関連施策 目標・施策
1	「お子さんは、遊びや生活の中でできるようになったことを使い、新しい考えを持ったり、新たなことに挑戦したりしている」と回答する保護者の割合(幼稚園)	1-1
2	「幼稚園は子ども一人一人に応じた丁寧な援助や指導を行っている」と回答する保護者の割合(幼稚園)	1-1
3	「お子さんは、誰とでも優しく関わっている」と回答する保護者の割合(幼稚園)	1-1
4	「お子さんは、食事のマナー・着替え・うがい・手洗い等基本的生活習慣が身に付いている」と回答する保護者の割合(幼稚園)	1-1
5	「授業で学んだことを、ほかの学習で生かしている」と回答する児童生徒の割合	1-2
6	「家で、自分で計画を立てて勉強をしている」と回答する児童生徒の割合	1-2
7	アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの実施・活用状況	(1-1) 1-3
8	「近隣等の中学校(小学校)と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った」と回答する学校の割合	1-3

( )は参考指標

	参考指標	関連施策 目標・施策
1	アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの実施・活用状況	1-1 (1-3)
2	全国学力・学習状況調査の結果	1-2

( )は成果指標

目標  
2

豊かな心の育成

人と人が支え合う社会の中で、自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、多様な人々と協調しながら生きていくためには、自分を大切にする気持ちとともに、他者を思いやる気持ちが必要です。

子どもを取り巻く環境の変化などから、規範意識や人間関係を形成する力の低下、さらには命を軽んじる風潮などがあります。

また、子どもの体験活動に差が生じている状況です。

さらに、いじめの深刻化が課題となっています。

教育委員会では、すべての子どもがお互いの多様性を認めることができるよう、人と関わり、ふれあう活動をはじめ、命を大切にする教育の推進や道徳教育、人権教育、読書活動、体験学習・交流活動を一層充実させることにより、社会の中で心豊かにたくましく生きていくことのできる子どもを育成します。子ども自身が状況に応じてどのような行動が適切なのか、主体的に考え、判断し、行動できる力を育みます。

## ▶施策

### 4 道徳教育・人権教育の充実

---

特別の教科「道徳」を中心に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図り、命を大切にする心やお互いを認め合う心、協調する力、規範意識等の道徳性を身に付け高めます。

児童生徒一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しい知識を身に付けるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権上の問題に対して改善点を見出し、人権への配慮が態度や行動に現れるよう人権教育を進めます。

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。いじめをしない、させない、許さないなど、他人を思いやるあたたかい心を育成し、いじめの未然防止に努めます。

#### 【主な事業・取組】

- 学習支援推進事業
- 道徳教育推進事業
- 教職員等研修事業
- 学校支援実践講座事業

### 5 読書活動の充実

---

感性を豊かにし、想像力を高められるよう、家庭や地域と連携して幼児期からの読書活動(様々な本、図鑑、新聞、雑誌等を読んだり、何かを調べるためにこれらを読んだりすること)を推進し、読書環境の整備を進めます。

園や学校で図書資料を活用した多様な読書活動、学習活動を通して、生涯にわたって、読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を確立していきます。

また、図書を活用した学習活動の充実のため、学校図書館相互や公共図書館とのネットワークを発展させるとともに、デジタル社会に対応した図書館資料の整備を進めます。

#### 【主な事業・取組】

- 学校図書館支援事業
- 学校司書設置事業
- 小学校・中学校図書館資料整備事業

## **6 体験活動・交流活動の充実**

子どもが年齢や世代を超えた人々と交流し、様々な体験ができるよう、ボランティアや福祉体験、集団宿泊、自然体験、文化芸術の鑑賞など、体験活動の充実を図ります。

また、地域の方々との交流や職場体験、起業体験などを支援します。

### **【主な事業・取組】**

- 学習支援推進事業
- 学校情報化研究事業
- コミュニティクラブ事業
- 体験学習事業(農業・稲作体験)
- 少年自然の家主催事業
- 家庭や地域と連携した環境学習の推進

## ►指標

	成果指標	関連施策 目標-施策
9	「自分には、よいところがあると思う」と回答する児童生徒の割合	2-4
10	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒の割合	2-4
11	「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と回答する児童生徒の割合	2-4
12	「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」と回答する児童生徒の割合	2-4 (6-18)
13	「読書は好きです」と回答する児童生徒の割合	2-5
14	「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、読書(電子書籍の読書も含みます。教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)を1日当たり、全くしない」と回答する児童生徒の割合	2-5
15	「学校では、体験活動や交流活動をしている」と回答する児童生徒の割合	2-6

( )は参考指標

	参考指標	関連施策 目標-施策
3	いじめの解消率	2-4 (7-23)

( )は成果指標

**目標  
3**

**健やかな体の育成**

コロナ禍の影響で、子どもたちの運動不足が指摘されたり、デジタル機器の過度な利用による、睡眠不足や視力低下が懸念されたりしています。

子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、自ら健康な心身をつくるための資質・能力を身に付けることが大切です。

教育委員会では、関係部署や関係機関との連携を図り、子どもが望ましい生活習慣を身に付け、健康に関する正しい知識や情報に基づいて、自らの健康について判断できる資質・能力を育むとともに、運動やスポーツに親しむ機会を充実させ、健やかな体を育成します。

## ▶施策

### 7 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進

---

健全な生活習慣を身に付けるために、検診や調査に基づき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行います。

また、家庭・園・学校が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣を身に付ける取組を進めます。

#### 【主な事業・取組】

- ヘルシースクール推進事業
- 小児生活習慣病予防検診
- すこやか口腔検診

### 8 食育の推進

---

望ましい食習慣を身に付けるために、調理実習や農業体験などの体験的な活動を通して、食と健康に関する興味関心を高めます。また、食品の安全性などの知識を習得し、食に関する自己管理能力の育成を推進します。さらに、給食の時間をはじめ、授業や委員会活動などに栄養教諭や学校栄養職員が積極的に関わり、「食」に関する指導の全体計画のもと、学校教育活動全体で取り組むとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付ける取組を進めます。

#### 【主な事業・取組】

- ヘルシースクール推進事業
- 学校給食運営事業
- 教職員等研修事業

### 9 運動やスポーツに親しむ機会の充実

---

生涯を通じて健康な生活を送れるよう、関係部署や関係機関と連携し、子どもが運動やスポーツに親しむ機会を充実させます。

#### 【主な事業・取組】

- ヘルシースクール推進事業
- 体力向上推進事業
- 教職員等研修事業

►指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
16	小児生活習慣病予防検診の児童の有所見率	3-7
17	「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と回答する児童生徒の割合	3-7
18	「食事のとき好き嫌いをしないようにしている」と回答する児童生徒の割合	3-8
19	「朝食を1週間にまったく食べない」と回答する児童生徒の割合	3-8
20	「大人になってもスポーツをしたいと思う」と回答する児童生徒の割合	3-9
21	「日頃から運動やスポーツに親しんでいる」と回答する児童生徒の割合	3-9

	参考指標	関連施策 (目標-施策)
4	毎日の就寝時間	3-7
5	毎日の起床時間	3-7
6	新体力テストの総合得点 T スコア	3-9

**目標  
4**

**社会の変化に対応できる資質・能力の育成**

変化が激しく、グローバル化が進む社会を生き抜いていくためには、子どもが夢や希望を持ち、個人も社会も幸せを感じられるようにすることが重要です。

また、発達の段階に応じて積み重ねていく学びの中で、地域や社会と関わり、様々な大人や職業に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくこと、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことも重要です。

教育委員会では、学校と社会との接続を意識し、子ども一人ひとりに、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力や態度を育み、キャリア発達を促します。学校における活動の中で、子どもが自分の意見や考えを表明できるような機会の確保や支援に努めます。日本や郷土市川の特色を学ぶとともに、他者と協働できる力や外国語によるコミュニケーション能力を育み、グローバルな視点を持ち、地域でも国際社会でも活躍できる人材を育成します。

## ▶施策

### 10 社会的・職業的自立

子ども一人ひとりが自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進するために、社会的・職業的な自立に向けて必要となる基礎的な能力や態度を、教育活動全体を通じて育成します。外国人児童生徒にも適切に進路を選択できるよう、進路指導を丁寧に行います。

#### 【主な事業・取組】

- 学習支援推進事業
- 進路学習事業

### 11 社会参画意識の醸成

特別活動や社会科を中心に主権者教育に取り組み、社会の出来事に興味・関心を持ったり、防災教育、環境学習などを通して、市川を中心とした地域の自然のありさま、歴史の歩みを学んだりすることによって、地域や社会の特色を理解し、主体的に地域や社会の形成に参画する意識を醸成します。

#### 【主な事業・取組】

- 社会科副読本等製作事業(郷土学習情報化研究員会議)
- 博物館展示・教育普及事業
- 公民館主催講座活動事業
- 防災教育推進事業

### 12 グローバル人材育成

外国語への興味・関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力を育成するため、外国語活動や外国語教育の内容充実を図るとともに、学びの連続性が図られるよう、小中学校の連携を強化します。

また、多角的な視点をもって主体的に行動できるように、外国や地域の歴史・文化・生活習慣を学ぶ機会を充実させます。

#### 【主な事業・取組】

- 小学校外国語活動推進事業(小学校外国語活動指導員の派遣)
- 外国語指導助手(ALT)派遣事業
- 国際理解教育の推進
- 公民館主催講座活動事業
- 青少年教育国際交流事業

## ▶指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
22	「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の割合	4-10
23	「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答する児童生徒の割合	4-10
24	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答する児童生徒の割合	4-11
25	「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」と回答する児童生徒の割合	4-11
26	英語力について、中学校卒業段階で CEFR※ の A 1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる中学生の割合	4-12
27	「外国人の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」と回答する児童生徒の割合	4-12
28	「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国人の人にもっと知ってもらいたいと思う」と回答する児童生徒の割合	4-12

※ CEFR…「Common European Framework of Reference for Languages」の略称で、欧州評議会(Council of Europe)が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ言語共通参照枠を言う。CEFRのA1 レベルは実用英語技能検定では 3 級に相当する。

## 8 方針2

方針  
2

### 学びの質の向上と学びの保障の実現

将来、社会に出て、仕事や暮らしの中で今よりさらにデジタル化が浸透していく未来を生きる子どもたちには、これまでとは違った知識やスキル、思考方法も求められ、デジタル社会に対応していくための教育が必要です。

特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナーなどの情報モラル教育が必要です。

従来の方法に加え、デジタルも活用することで、子どもたちの学び方だけでなく、指導や支援の手法や手段、業務の効率化などを変革させていくことを目指し、学校における働き方改革のさらなる加速化と指導・運営体制の充実を一体的に進めます。

業務の連携・分担の構築等も含め、教員が教員でなければできないことに注力できる体制を構築しながら、教員の働きやすさの向上を目指すとともに、教職員の指導力向上を図り、子どもたちの学びの質を高めていきます。

また、個性や性別、国籍、経済事情、障がいの有無等に関わらず、誰もがお互いに、尊重し支え合い、生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められています。

障がいや日本語能力、不登校、複合的な困難等の多様なニーズに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会の確保に取り組みます。

すべての人には無限の可能性があります。よりよい人生、よりよい社会にしていくために、誰もが社会の一員として自立し、社会に主体的に参画できるよう環境整備を行います。

目標  
5

ICT の活用推進

全市立小学校・中学校・特別支援学校・義務教育学校において、GIGAスクール構想のもと、全児童・生徒への1人1台端末の配布が実現し、新たな学びがもたらされました。今後は、学習用端末の日常的な活用をさらに進めることが必要です。

教育委員会では、情報教育や教科等の指導におけるICT活用などをさらに進め、学びの質の向上を図るとともに、そのための教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

## ▶施策

### 13 児童生徒の情報活用能力の向上

---

学習におけるICT活用の日常化を進めるとともに、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を教科横断的な視点で育みます。

また、情報モラル教育を推進し、情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画しようとする態度を育みます。

#### 【主な事業・取組】

- 教職員等研修事業
- 学校図書館支援事業
- 少年補導活動事業（ネットパトロールを含む）
- インターネットトラブル防止出張事業・研修の実施
- GIGAスクール推進事業

### 14 教育のICT環境整備の充実

---

校内ネットワーク環境の再構築に取り組み、教育のICT環境の充実を図ります。

また、多様な子どもたちが個性に合った学び方ができるよう、ICT機器を活用できる環境を整えます。

#### 【主な事業・取組】

- 学校情報化研究事業
- 教職員等研修事業

### 15 教職員のICT活用指導力の向上

---

ICT活用指導力において学校間や教職員間の水準を維持することはもとより、ICT活用指導力の向上を目指し、教職員研修の充実を図るなど、学校を支援する体制を整えます。

#### 【主な事業・取組】

- 学校情報化研究事業
- 教職員等研修事業
- GIGAスクール推進事業
- 指導者用デジタル教科書活用推進事業

## ▶指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
29	「毎日の学習で、タブレットを活用している」と回答する児童生徒の割合	5-13
30	「学習の中で PC・タブレットなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と回答する児童生徒の割合	5-13
31	「ICT 環境は使いやすい状況にある」と回答する教職員の割合	5-14
32	ICT 支援員への満足度(授業の参加回数・研修の実施回数)	5-14
33	教育センターが行っている情報教育に関する研修会を受けて、「授業で活用できる」と回答する教職員の割合	5-15
34	児童生徒一人ひとりの特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面での ICT 機器の活用頻度	5-15

**目標  
6**

**指導体制・教育環境の整備**

教職員の働き方については、その多忙化解消が喫緊の課題であり、教職員を取り巻く環境整備に早急に取り組む必要があります。

また、学びの変容に対応できるように、学校の指導体制を着実に整備していくことが必要です。

さらに、学校施設は子どもの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所・避難場所となることから、心身ともに安全・安心な環境であることが重要です。

教育委員会では、教育活動をさらに充実させるため、教職員の働き方改革を進めるとともに、教職員の指導力の向上、安全・安心で充実した教育環境の整備を図ることにより、指導体制を整備します。

また、各学校における特色ある学校づくりを支援するとともに、研修の充実を図り、教職員の資質・能力の向上を図ります。

特に、いじめの防止等については、特定の児童生徒への対処という課題解決的な生徒指導だけでなく、すべての児童生徒の成長や発達を支える発達支持的生徒指導により、未然防止や再発防止につなげます。

## ▶施策

### 16 働き方改革の推進

---

教職員が、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、本来担うべき業務に専念することにより、教育の質を高められるよう、校務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めるとともに、地域学校協働活動推進員と連携し、家庭・地域とそれぞれの役割を共通理解し、分担することで、多忙化解消を図ります。

また、教職員の専門性を高めつつ、質の高い教科指導を目指す、チーム・ティーチングや小学校の教科担任制の取組を、働き方改革の観点からも進めます。

#### 【主な事業・取組】

- コミュニティ・スクール推進事業
- スクール・サポート・スタッフ事業
- 学校問題対策事業
- 学校情報化研究事業
- 業務改善推進事業
- 教科担任制の推進

### 17 教職員の指導力の向上

---

子どもの確かな学力の育成や個性の伸長等を図るため、教職員の学習指導力と生徒指導力の向上に取り組みます。

若年層教職員の指導力向上やミドルリーダーの育成に関する研修を重点的に実施し、教職員全体の資質・能力の向上を図ります。

#### 【主な事業・取組】

- 教職員等研修事業
- 訪問指導事業
- 学校情報化研究事業
- 教育広報活動事業

### 18 安全・安心で質の高い教育環境の整備

---

特色ある学校づくりを実現するために、各学校が作成する「学校の教育計画」に基づいた主体的な取組を支援するとともに、特色ある教育活動の先進事例を提供します。

安全で質の高い教育環境の実現のために、学校の建替えや社会教育施設の老朽化に伴う改修を計画的に進めます。

また、関係部署等と連携し、学校の交通安全の指導や防犯機能の強化を進めます。

あわせて、現代の環境に合わせた教育環境の整備を進めます。

さらに、学校が子どもにとって安心して過ごすことができ、教職員も安心して働くことができる場となるような環境づくりを進めます。

#### 【主な事業・取組】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 安全・安心な学校づくりの推進
- 小・中学校營繕事業
- トイレ改修事業
- 公民館營繕事業
- 新たな学校環境の実現

#### ▶指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
35	「子どもとじっくり向き合うことができていると思う」と回答する教職員の割合	6-16
36	市川市公立学校の教諭の1か月当たりの超過勤務時間が80時間を超えた割合	6-16
37	「学校生活の中で、児童生徒一人一人のよい点や可能性を見付け評価する(褒めるなど)取組を行った」と回答する学校の割合	6-17
38	「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と回答する学校の割合	6-17 8-26
39	「学校に行くのは楽しいと思う」と回答する児童生徒の割合	6-18
40	「学校は安全で安心な職場環境だと思う」と回答する教職員の割合	6-18

	参考指標	関連施策 (目標-施策)
7	「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」と回答する児童生徒の割合	(2-4) 6-18

( )は成果指標

目標  
7

多様な教育ニーズへの対応

人は多様であることを前提に、すべての子どもが、夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進めることが大切です。

教育委員会では、すべての子どもへのきめ細かな指導や支援に努めるとともに、経済的に就学困難な子どもの教育費負担の軽減に向けた経済的支援を行います。

また、関係機関等との連携を強化して多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会の提供と必要な支援を行います。

さらに、保護者を支援する相談体制の強化や放課後の子どもの居場所づくりを進めることにより、多様な教育的ニーズへの対応を図ります。

## ▶施策

### **19 特別支援教育の推進**

---

すべての子どもが同じ場でともに学ぶことを追求しつつ、子どものよさや可能性を最大限広げられるような場や学びを保障するため、連続性のある「多様な学びの場」を整備し、組織的・継続的な指導や支援を一層充実させます。

また、早期から就園や就学に関する相談を行い、教育的ニーズに応じた支援ができるようにするとともに、ICT を活用した指導や支援を含めた学習環境の整備を進めます。

さらに、研修の充実などにより、全教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の視点を生かして、発達に特性がある子どもを含めたすべての子どもへの適切な指導・支援の充実を図ります。

これらを実施するにあたっては、市川市特別支援教育推進計画に基づき、取り組みます。

#### **【主な事業・取組】**

- 特別支援教育推進事業
- 特別支援学級及び通級指導教室の設置
- 特別支援学級等補助教員雇上事業
- 教職員等研修事業
- 教育相談事業
- 市立幼稚園特別支援学級

### **20 不登校児童生徒への対応**

---

不登校児童生徒やその保護者に丁寧に寄り添い、個々の児童生徒の状況や将来を見据えて、必要な支援や校内環境を充実させます。

また、子ども・医療・保健・福祉の関係部署やフリースクールなど関係機関との連携を強化します。

#### **【主な事業・取組】**

- 教職員等研修事業
- スクール・サポート・スタッフ事業
- 教育相談事業
- ふれんどルーム市川
- ライフカウンセラー設置事業

## **21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実**

---

夜間中学とは、市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校のことをいいます。

様々な理由により義務教育を受けられなかつた方などに対し、義務教育を実質的に保障するため、すべての都道府県・指定都市に少なくとも1つは夜間中学が設置されるよう求められています。

市川市では、昭和57年4月より、夜間中学を設置しています。教育機会確保のため、夜間中学の教育的支援と教育活動の充実を図ります。

### **【主な事業・取組】**

- 地域における夜間中学の維持

## **22 教育費負担の軽減に向けた経済的支援**

---

教育機会の均等を確保するため、就学援助や奨学金を支給するなど、経済的に就学困難な子どもに関わる就学を援助します。

### **【主な事業・取組】**

- 就学援助
- 奨学資金事業
- 入学準備金貸付事業

## **23 教育的支援が必要な子どもへの対応と相談体制の強化**

---

特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるように、人員の配置、相談活動、指導力の向上などに取り組むほか、貧困、LGBTQ、ヤングケアラーなど、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行います。

さらに、帰国児童生徒や外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒が海外における学習・生活体験を生かしつつ円滑に学校生活に適応できるよう、日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導の充実を図ります。

子どもやその保護者が、安心して相談できるように、校内体制を整え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、福祉や心理等の専門性をもった職員との連携を進めます。

また、相談員や教職員の研修を進め、教育相談体制の充実を図ります。

特に、いじめへの対応については、学校だけではなく行政も組織的に対応していく必要があるため、関係法令等を踏まえて体制を活用し、積極的、効果的な対応を図ります。

**【主な事業・取組】**

- ライフカウンセラー設置事業
- 少年相談事業
- 教職員等研修事業
- 少年補導活動事業
- ふれんどルーム市川
- 小学校等児童生徒支援訪問
- 教育相談事業
- 外国人子女等適応支援事業

**24 放課後の子どもの居場所づくりの推進**

---

子どもが安心して過ごすことができるよう、地域と連携して子どもの活動拠点を設け、健全な育成を図ります。

また、放課後や夏休みなどの長期休業中の居場所の質と量の充実を図ります。

**【主な事業・取組】**

- 放課後保育クラブ
- 子どもの居場所づくり事業

## ▶指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
41	通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、市川スマイルプラン(個別の教育支援計画)を作成している者の割合	7-19
42	「特別支援教育について理解し、前年度までに、調査対象である第6学年の児童に対する授業の中で、児童の特性に応じた指導上の工夫(板書や説明の仕方、教材の工夫等)を行った」と回答する学校の割合	7-19
43	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	7-20
44	「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答する児童生徒の割合	7-20
45	夜間中学の卒業時における進路希望達成率	7-21
46	「中学生生活は満足できるものだった」と回答する夜間中学の生徒の割合	7-21
47	就学援助の申請者数、認定者数、認定率	7-22
48	日本語通訳派遣回数の割合(総派遣回数/対象児童生徒数)	7-23
49	「困ったことがあった時に相談できる先生がいる」と回答する児童生徒の割合	7-23
50	いじめの解消率	(2-4) 7-23
51	放課後保育クラブの利用者満足度	7-24
52	放課後こども教室の運営等(開室時間、出欠管理等)に対する満足度	7-24

( )は参考指標

	参考指標	関連施策 (目標-施策)
8	須和田の丘支援学校の児童生徒数	7-19
9	特別支援学級の児童生徒数・設置数	7-19
10	通級指導教室の児童生徒数・設置数	7-19
11	不登校児童生徒の出現率	7-20
12	放課後保育クラブの入所希望児童数に対する入所児童数の割合	7-24
13	放課後こども教室の登録者数・入所者数(延べ人数)	7-24

## 9 方針3

方針  
3

### ともに支え合う学びの環境整備

すべての人が生きがいや幸福感を感じられるようにするためにには、子どもから大人まで、一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて主体的に学び、活動できるよう、多様な教育的ニーズに応えられる体制づくりが必要です。

また、豊かな地域社会をつくるためには、家庭・学校・地域が連携・協働することが必要です。

そのために、地域コミュニティを核としたあたたかい人と人との関わりの中で、誰もが生涯を通して学び続け、学んだ成果を地域社会に還元することのできる環境を整備します。

そして、夢や希望を持ち、自らの個性を伸ばし可能性を広げられるよう、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、地域の多様な教育資源の活用を進めます。

目標  
8

家庭・学校・地域の連携と協働の推進

教育は、家庭・学校・地域の相互の取組によって担われるものであり、子どもは、社会全体で育まれるため、家庭・地域の教育力の向上が重要です。

また、子どもが変化の激しい社会の中で夢や希望を持ち困難を乗り越えていくために、学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」が理念として掲げられており、学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させがますます求められています。

教育委員会では、より一層、保護者や地域の方々とビジョンを共有し、家庭や地域の役割や責任を明確にした具体的な連携を強化することにより、これまで教育委員会が進めてきた家庭・学校・地域が一体となって地域全体で教育に関わる「つなぐ教育」を充実・発展させます。

## ▶施策

### 25 家庭の教育力の向上

---

家庭・学校・地域の連携を強化し、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善惡の判断などを家庭で身に付ける重要性の啓発に取り組みます。

また、家庭学習の習慣化を図るため、学校と連携した取組を進めます。

さらに、家族の関わりを深めるための取組を支援します。

#### 【主な事業・取組】

- 家庭教育学級運営事業

### 26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進

---

家庭・学校・地域の様々な活動を支援する地域学校協働活動推進員の育成を充実させます。

子どもに必要な資質・能力を確実に育成するため、教職員が地域と関わりを持ったり、地域が教育に主体的に関与することができたりする取組を進めます。

地域住民等の協力や校庭の利用など、地域や学校の多様な教育資源を効果的に活用し、学習支援やスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

とりわけ、今後については、子どものスポーツに親しむ機会の充実や、教職員の働き方改革の観点からも、関係部署・関係機関と連携して地域の教育資源を活用しながら、部活動の地域移行を進めます。

#### 【主な事業・取組】

- コミュニティ・スクール推進事業
- 校内塾・まなびくらぶ事業
- 学校施設開放事業
- 部活動の地域移行

## ▶指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
53	「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった」と回答する学校の割合	8-25 8-26
54	「学校が目指す『子どもの姿』を知っている」と回答する保護者の割合	8-25
55	「保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している」と回答する学校の割合	8-26
38	「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と回答する学校の割合	6-17 8-26
56	「学校は、保護者や地域の方々と共に子どもを育てる取組を進めていると思う」と回答する保護者の割合	8-26
57	「地域学校協働活動推進員がどのような活動をしているかを知っている」と回答する教職員の割合	8-26

	参考指標	関連施策 (目標-施策)
14	地域学校協働活動推進員が学校へ派遣したボランティアの人数	8-26
15	コミュニティクラブの参加人数(ボランティア・児童生徒・大人)	8-26

目標  
9

生涯にわたる学びの推進

豊かで幸福感に溢れた人生を送るために、生涯にわたり主体的に学び続けることが重要です。

社会の変化が加速化する時代にあって、その変化に対応するためには、新しい知識や技術について絶え間なく学習することが求められています。

また、学習の成果を地域で発揮することは、その人の豊かで幸福度の高い人生を実現するだけではなく、社会全体の健全な発展にもつながります。

教育委員会では、誰もが、人とのつながりの中で主体的に学び、活動を循環できる環境整備や、自らの可能性を最大限伸ばせるような支援を充実させることにより、生涯学習を進めます。

## ▶施策

### 27 生涯学び、活躍できる環境の整備

より多くの人が集い、活力ある地域のコミュニティ形成にも寄与できるよう、公民館についての在り方を検討するとともに、「学びの場」である学校や社会教育施設を核とし、生涯学習の推進を図ります。

あわせて、ボランティアや指導者の発掘・育成を進めます。

#### 【主な事業・取組】

- 公民館主催講座活動事業
- いちかわ市民アカデミー講座
- 図書館運営事業
- 博物館展示・教育普及事業
- 特別支援学校との連携
- 公民館の活用
- 青少年指導者育成事業(ユースリーダー講習会)
- コミュニティクラブ事業

### 28 図書館機能を活用した学習活動の充実

図書館の持つ資料や情報を、居住地や障がいの有無などに関わらず容易に入手でき、学習に生かせる、誰もが利用しやすい図書館を推進するため、デジタルを含む資料の収集強化、貸出や返却の利便性向上、レファレンス機能の拡充、読書バリアフリーの推進など各種サービスの充実を図るとともに、図書館ネットワークのさらなる構築を進めます。

また、地元市川について学び、市川への理解と愛着を深める機会の拡充を図るため、積極的な地域資料の収集と、地域情報の発信を進めます。

#### 【主な事業・取組】

- 図書等整備事業
- 図書館運営事業

### 29 博物館などの活用を通した学習活動の推進

博物館の持つ様々な機能を活用し、体験活動の充実や、講師派遣などの教育普及サービスを生かした学習活動を進めます。

また、子どもから高齢者までの学習活動を支援するため、博物館以外の社会教育施設や学校との連携を図ります。

### 【主な事業・取組】

- 博物館保管研究事業
- 博物館展示・教育普及事業
- 博物館の体験学習を支援するボランティアの養成
- 博物館企画展事業

## 30 公民館の活用の推進

地域の身近な学習拠点として、公民館に対する各地域のニーズや実態を把握し、公民館の持つ機能の有効活用を図るとともに、学校や地域の人材を活用し連携することにより、地域に密着した公民館運営を進めます。

### 【主な事業・取組】

- 公民館主催講座活動事業
- 公民館の活用

### ►指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
58	「地域には学ぶ場と機会(文化活動やスポーツ活動を含む)が十分にある」と回答する人の割合	9-27
59	「生涯学習に関する情報提供がある」と回答する障がい者の割合	9-27
60	「探していた情報や知識を得ることができた」と回答する図書館利用者の割合	9-28
61	「本の探し方や、知識・情報の調べ方が分かった」と回答する図書館利用者の割合	9-28
62	博物館の講座参加率	9-29
63	博物館の講座参加者の満足度	9-29
64	公民館主催講座のうち、「学校・地域との連携」を念頭に実施されたものの割合	9-30
65	公民館(部屋)の利用率	9-30
66	公民館主催講座の受講者の満足度	9-30

目標  
10

文化財の保護・活用と調査

本市には様々な文化財があり、学校教育や生涯学習、本市の魅力発信にとって貴重な資源としての役割を果たしています。

教育委員会では、文化財の価値を最大限に發揮させるため、関係部署・関係機関と連携し、指定文化財の保護と活用を図るとともに、埋蔵文化財の調査を進めます。

## ▶施策

### 31 文化財の保護・活用と調査の推進

市内に残る貴重な文化財を未来の市民に継承するため、市川市文化財指定基準に基づき、自然・風土・歴史・文化的遺産の保護を図ります。

そして、市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産や発掘調査の結果を貴重な学習資源と捉え、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用します。

また、市内には数多くの埋蔵文化財包蔵地があることから、開発行為等を通じた発掘調査を数多く実施しているなか、特に、下総国の国府が置かれていた国府台遺跡では、国庁や国衙の遺構を確認する調査を進めます。

#### 【主な事業・取組】

- 指定文化財維持管理費補助金事業
- 史跡公有化事業及び史跡維持管理事業
- 史跡整備保存事業
- 博物館の活用の推進(文化財を活用した博物館事業)
- 埋蔵文化財調査事業(下総国府調査)

#### 指標

	成果指標	関連施策 (目標-施策)
67	「市川市には古代の下総国における政治・文化の中心となる国府があったことを知っている」と回答する人の割合	10-31
68	文化財資料の延べ利用者数	10-31

## 計画の推進

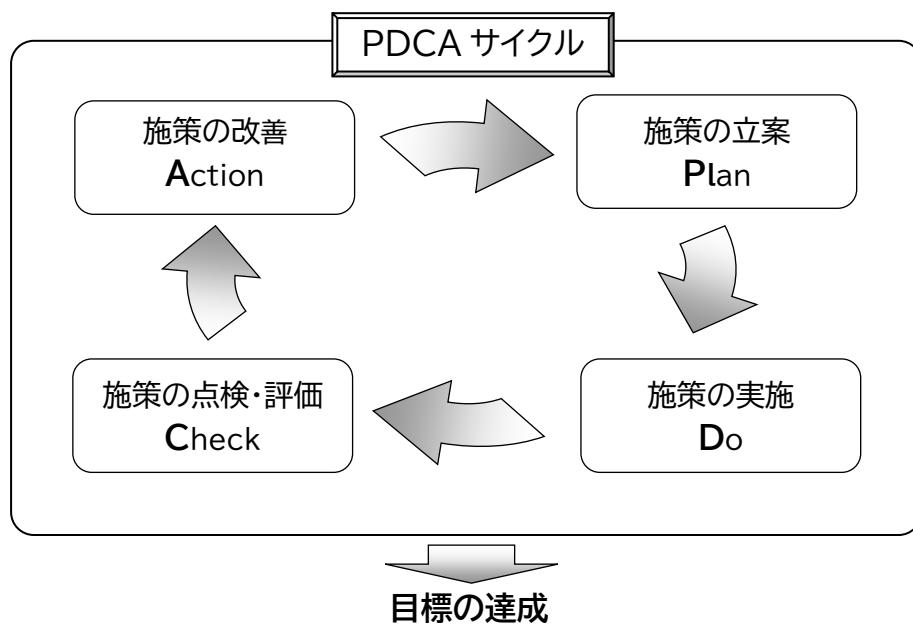
---

- 1 検証改善サイクル(PDCA サイクル)の実践
- 2 新たな教育上の課題への対応

## 1 検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践

第4期計画は、その意義やねらいを市民、教育関係者などに分かりやすく伝え、共有するものです。計画の推進にあたっては、進捗状況を客観的に検証し、明らかになった成果や課題などをフィードバックし、施策に反映させていく検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践が重要です。

そこで、第4期計画では、3つの方針のもと、10の目標ごとに施策を効果的かつ着実に実施するための成果指標と施策(目標)の背景となる参考指標を設定しています。毎年度、成果指標等を踏まえて施策(目標)の達成状況を確認することにより、施策の点検・評価を行い、目標達成に向けた改善につなげていきます。



## 2 新たな教育上の課題への対応

教育を取り巻く諸情勢の変化などにより、第4期計画期間中に新たな教育上の課題が生じた場合は、計画内容の見直しや新たな方策を検討するなど、迅速かつ適切に対応します。

# 資料編

## 1 主な事業・取組一覧

### 2 市川市の教育を取り巻く現状

- (1) 施策2 学力関係
- (2) 施策7 生活習慣関係
- (3) 施策9 体力関係
- (4) 施策 14・15 ICT 関係
- (5) 施策16 働き方改革関係
- (6) 施策23 外国籍児童生徒関係
- (7) 施策26 コミュニティ・スクール関係
- (8) 市川市の教育に関するアンケート

### 集計結果

### 3 策定経過

### 4 市川市教育振興審議会

## 1 主な事業・取組一覧

各施策に示している【主な事業・取組】の概要、掲載頁、担当課を五十音順にまとめました。

### <あ行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム研修事業	就学前の子どもの学びが小学校の学びにつながるよう、幼児教育を行う教諭と小学校の教諭を対象にした研修を推進する。情報の交換・共有の場をつくるとともに、カリキュラムの接続など子どもの発達や学びの連続性の確保を図る。	P.26	指導課
新たな学校環境の実現	文部科学省が示している「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」や、「市川市学校環境基本計画」で示している本市が目指す学校環境を踏まえ、老朽化が進んでいる市立学校の建替えを進める。	P.44	学校環境調整課
安全・安心な学校づくりの推進	学校にまつわる相談や諸問題において、学校経営・運営に対する指導・助言及び連絡調整を行う。学校の防災及び情報管理に関する指導・助言及び連絡調整を行う。	P.44	義務教育課
いちかわ市民アカデミー講座	市内大学の持つ高度な機能や施設と恵まれた環境の中で、社会の諸問題や生活向上のための新しい知識の習得を目的とした講座を実施する。	P.55	社会教育課
市立幼稚園特別支援学級	個別の支援が必要な幼児に対し、一人ひとりに寄り添った支援を行う学級として設置している。集団活動や行事への参加を通して、通常学級の幼児と交流を図る。	P.46	指導課
インターネットトラブル防止出張事業・研修の実施	各小学校・中学校で、インターネットやSNSでトラブルに巻き込まれないように出張授業や研修会を実施することで防犯への意識や行動を育成する。	P.40	少年センター
音楽会活動事業	市川市児童生徒音楽会を開催し、市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校における音楽水準の維持・向上を図る。その他、部活動の発表の場を設け、吹奏楽、管弦楽及び合唱水準の維持・向上を図る。	P.25	指導課

**<か行>**

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
外国語指導助手 (ALT) 派遣事業	英語教員とのチーム・ティーチングを通じて市立中学校・義務教育学校（後期課程）で英語教育及び国際理解教育の充実を図る。市立小学校・義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校にも派遣し、英語教育を行う。	P.36	指導課
外国人子女等適応支援事業	市立小学校・中学校・義務教育学校へ就学する帰国児童生徒、特に外国人児童生徒の中で、日本語が十分理解できない児童生徒を対象として、通訳講師を活用して、日本語指導や教科指導、学校生活への適応に関する指導を行う。	P.48	指導課
各種作品展事業	図画工作・美術、技術・家庭、書写、新聞、学校園写真、理科等での学習成果の発表の場とし、表現・鑑賞・創作活動を通して、各教科の指導の充実と豊かな心を持つ子どもの育成や自然科学教育の一層の振興を目指す。	P.25	指導課
学習支援推進事業	各学校で組織された学習支援クラブにおいて、家庭・学校・地域が一体となって、日常の学習活動に地域の教育力（人材、地域環境、文化、歴史等）を生かし、地域の実情に応じた特色ある学習活動を開催する。また、専門性の高い講師を招き、講義を通じて児童生徒に夢や感動を与え、生きる力を育む。	P.29 P.30 P.36	学校地域連携推進課
学校環境整備事業	教育環境の充実を図るため、学習指導上必要となる教材備品を整備し、教材備品の買替え及び新規購入を行う。	P.25	就学支援課
学校間連携推進事業	市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校等を含めた学校間における、学びの接続及び学校間連携推進の発展的な継続に取り組み、学びの連続性や各学校の教育活動の充実に向けた体制づくりを図る。	P.26	指導課
学校給食運営事業	子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう「生きた教材」である学校給食を活用し、栄養教諭や学校栄養職員が積極的に関わった食育の充実を図る。	P.33	保健体育課
学校支援実践講座事業	いじめの未然防止及び地域コミュニティの活性化を目指し、市民を対象に人権講座を行う。受講者は学校で行われる交流会に参加し、児童生徒の話を受容的・共感的に聴くことで、いじめに繋がりかねない事例を多面的・多角的に考える機会を提供する。	P.29	学校地域連携推進課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
学校司書設置事業	児童生徒の読書への関心・意欲の向上、読書の習慣化に向けて、市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に学校司書を派遣する。学校図書館の環境を整備し、学校図書館を活用した授業改善を教諭と連携しながら行う。	P.29	指導課
学校施設開放事業	学校教育に支障のない範囲で市立学校の施設を開放することにより、市民スポーツの推進、文化活動の振興及び青少年の健全育成を図る。	P.52	学校地域連携推進課
学校問題対策事業	学校だけでは解決が困難な事案について、専門的な知識又は識見を有する者からアドバイスを受け、適切な対応を図る。また、学校と保護者との面談に弁護士が同席して、問題の早期解決を図る。	P.43	義務教育課
学校情報化研究事業	文部科学省が示す「GIGA スクール構想」等に基づき、学校の情報化を推進とともに、学習の基盤となる情報活用能力を育てるために必要な研修等を実施する。	P.30 P.40 P.43	教育センター
学校図書館支援事業	学校図書館への様々な支援を通して学校図書館の「学習センター」「情報センター」「読書センター」としての機能の充実・強化を図ることで、学校の教育機能を高め児童生徒の「豊かな心」と「自ら学ぶ力」を育む。	P.29 P.40	教育センター
家庭教育学級運営事業	市立幼稚園・小学校・中学校等に開設された保護者の学びの場。各学校の家庭教育学級運営委員が企画運営を行う自主企画講座、担当課が主催する指導員講座及びサポート講座等を通して、親としての役割を学んだり親同士の交流を深めたりする。	P.52	学校地域連携推進課
家庭や地域と連携した環境学習の推進	各教科や総合的な学習の時間で、地域の自然や特性等を生かした環境学習に取り組む。	P.30	指導課
GIGA スクール推進事業	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを活用することで、学校現場のICT環境の活用の促進を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学習活動の一層の充実を目指し、児童生徒の資質と能力の育成を図る。	P.40	指導課
義務教育学校設置事業	「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に基づき、市内の小中一貫教育の推進を図るため、東国分爽風学園と信篤三つ葉学園における小中一貫型小学校・中学校の取組を進め、義務教育学校の設置を検討する。	P.26	学校環境調整課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
教育広報活動事業	市川市教育委員会の施策や新しい教育情報等を、市民・保護者・学校関係者を対象に提供する。	P.43	教育センター
教育相談事業	子育てをしていく中で生じる様々な悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が面接相談やカウンセリング等を実施し、子どもの健全な育成を図る。特別な支援を必要とする子どもの保護者に対して、適正な就園、就学に向けた相談、支援を行う。	P.46 P.48	教育センター
教科担任制の推進	主に小学校高学年において、授業準備の負担軽減を図るとともに、教科の専門性を高めるため、学年内で担当教科を決め、複数の学級で同じ教科の授業を進めることのできる教科担任制を推進する。	P.43	義務教育課
教職員等研修事業	市川市の教職員の資質・力量の向上を図るため、国、県、市の教育施策を踏まえ、教育の今日的課題や教職員のニーズに応じた研修を行う。	P.25 P.29 P.33 P.40 P.43 P.46 P.48	教育センター
業務改善推進事業	学校の教職員、教育委員会関係課職員で構成する「働き方改革推進委員会」において、学校の教職員の働き方を今一度見直し、より実感できる具体的な取組を推進するため、協議を進める。	P.43	義務教育課
校内塾・まなびくらぶ事業	多様な地域人材を、「校内塾・まなびくらぶ」の指導者「まなびサポーター」として市立小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、算数・数学・英語を中心とした基礎的・基本的な内容についての学習の場を、放課後及び長期休業中に設ける。	P.52	指導課
公民館營繕事業	各公民館の安全性・利便性向上に向けて改修工事等を行う。	P.44	社会教育課
公民館主催講座活動事業	地域住民の最も身近な学習拠点として、多様な学習テーマの講座を実施する。公民館に集まって学ぶ対面型講座のほか動画配信によるオンライン講座を実施する。	P.36 P.55 P.56	社会教育課
公民館の活用	主催講座やサークル活動で学んだ成果を生かせるように、地域や学校との連携を図りつつ、情報の収集や発信を行う。講座や貸室のほか、共用スペースを地域住民の交流や展示（発表）の場として活用しやすい仕組みづくりに取り組む。	P.55 P.56	社会教育課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
交流人事	葛南教育事務所管内5市及び管外他教育事務所（特別支援学校、県立高等学校を含む）との教職員の人材交流を積極的に図ることによって、学校組織の活性化と教職員の人材育成、資質向上に努める。	P.26	義務教育課
国際理解教育の推進	国際社会においてグローバルな視点に立って、主体的に行動するため必要な態度や能力を育むため、異文化理解等を学ぶ学習機会の充実を図る。	P.36	指導課
子どもの居場所づくり事業	市立小学校において、授業の終了後等に、子どもへの安全・安心な居場所を確保し、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育むことを目的とした「放課後子ども教室」を運営する。	P.48	学校地域連携推進課
コミュニティクラブ事業	子どもたちの健全育成・コミュニティ作り・生涯学習社会の創造を目的とし、ボランティアで組織された16学校区の実行委員会と市が委託契約を結んでいる。遊びを通して、子どもたちが主体的に関わる様々な体験活動や異年齢・世代間交流を図る。	P.30 P.55	学校地域連携推進課
コミュニティ・スクール推進事業	地域・保護者の声を学校運営に生かし「社会に開かれた教育課程」を具現化するために、地域ネットワークを活用し、子どもの育成を目指す。学校運営協議会と地域学校協働本部の2つの仕組みを一体的に整備し、地域と学校の連携・協働体制の充実を図る。	P.43 P.52	学校地域連携推進課

### ＜さ行＞

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
史跡公有化事業及び史跡維持管理事業	曾谷貝塚等の史跡を保存するため、所有者より市への売渡希望があった場合や、国土交通省との土地売買に関する協議が進展した場合等に市がその土地を買い取るとともに、公有化された史跡の維持管理を図る。	P.58	考古博物館
史跡整備保存事業	貴重な歴史的文化遺産である史跡を次の世代に確実に守り伝えていくため、保存活用計画等を策定する。	P.58	考古博物館
指定文化財維持管理費補助金事業	指定文化財の維持・管理に係る経費の一部を補助することにより、その保存に寄与する。	P.58	考古博物館

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
指導者用デジタル教科書活用推進事業	指導者用デジタル教科書を導入することで、ICTの環境整備（ハード面）に加え、デジタル教材（ソフト面）での充実を図る。授業準備等の効率化につなげるとともに、授業での活用を通して、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する。	P.40	指導課
社会科副読本等製作事業（郷土学習情報化研究員会議）	小学校における郷土に関する学習指導の在り方を研究するとともに、指導の充実を図るために副読本、指導解説資料、学習指導計画、資料等を作成する。	P.36	教育センター
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な学用品費等を援助する。	P.47	就学支援課
奨学資金事業	学力が優良でありながら経済的な理由で高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校への修学が困難な方に対して奨学金を支給する。	P.47	就学支援課
小・中学校營繕事業	児童生徒等の安全を確保し、衛生面及び環境面を改善するため、老朽化が進んでいる校舎等の改修工事を行う。	P.44	教育施設課
小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）	日本語及び英語の会話能力を有する人材を外国語活動指導員として派遣し、外国語活動及び外国語科の授業、国際理解教育の一層の推進を図る。	P.36	指導課
小学校・中学校図書館資料整備事業	学校図書館資料の充実を図るため、小学校では、読書を通じて豊かな情操を育むことができる図書や学習に必要な図鑑等を、中学校では、教科書の学習内容に合った図書や、探究的な学習に有効活用できる図書を購入する。	P.29	就学支援課
小学校等児童生徒支援訪問	特別支援教育に関する校内体制の充実を図るため、各学校のニーズに応じて巡回指導員を派遣する。	P.48	指導課
小児生活習慣病予防検診	市内公立小学校5年生と前年度に所見があった6年生、中学校1年生と2年生の希望者を対象に実施し、結果は各家庭に通知され、基準値を上回る場合は、程度により養護教諭や栄養教諭等による保健指導や医師による健康相談を行う。	P.33	保健体育課
少人数学習等担当補助教員雇上事業	教員と協力して少人数指導やチーム・ティーチング、教科担任制を行う補助教員を配置し、確かな学力の向上に向け、教科指導の充実に努める。	P.25	義務教育課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
少年自然の家主催事業	自然の中で集団生活や野外活動を通じて情操や社会性を豊かにし、規律・協働・友愛・奉仕の精神を培い、心身を鍛錬して少年の健全な育成を図る。	P.30	青少年育成課
少年相談事業	複雑化、深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに対応できるよう、電話や e メールでの相談を行う。それを直接相談や他の専門機関への紹介など適切につなげ、相談者の悩みを軽減、解消し、心理的負担を軽減する。	P.48	教育センター
少年補導活動事業 (ネットパトロールを含む)	非行の早期発見・未然防止のため、市内 160 名の少年補導員と市川・行徳両警察署の協力を得て、実施計画に基づいた市内全域の補導活動を実施するとともに、補導活動を有効に行うための会議・視察・研修の充実を図る。	P.40 P.48	教育センター
進路学習事業	中学 1 年生から計画的に進路を学ぶための資料「輝かしい未来へ向かって」を作成し、中学 3 年生用では進学情報を最新のものに更新して、活用しやすくする。	P.36	指導課
スクール・サポート・スタッフ事業	学校及び学級の運営上の諸問題への対応や、多様化する教育活動の充実に資するため、各学校長の要望に応じ、スクール・サポート・スタッフを配置し、学校を支援する。	P.43 P.46	指導課
すこやか口腔検診	市内公立小学校の希望した学校数校で <small>こうこうりょく</small> 咬合 <small>こうあ</small> 力、唾液検査等を実施し、口腔機能の維持・増進を図る。	P.33	保健体育課
青少年教育国際交流事業	国際交流によって、日本や郷土市川の伝統と文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、他国を尊重し、異なる文化を持つ人々と理解し合い、地域でも国際社会でも活躍できる青少年を育成する。	P.36	指導課
青少年指導者育成事業（ユースリーダー講習会）	市内在住・在学の中学生と高校生を対象に、グループワーク等の講習を通じて、人の意見をまとめる力や主体的に行動する力を育てるにより、地域を支える青少年リーダーの育成を図る。	P.55	青少年育成課
創意と活力のある学校づくり事業	園及び学校が実態や特色を生かした創意と活力のある学校づくり推進計画・報告書を作成し、幼児の資質・能力を育み、主体的な活動の推進を図るとともに、心豊かで実践力を持った幼児を育成する。	P.25 P.44	指導課

**<た行>**

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
体験学習事業（農業・稻作体験）	「市川米っこらぶ」に事業を委託し、市内在住・在学の小学生とその家族を対象に、異年齢者との共同作業による農業体験を通じ、勤労と収穫の喜びを体験することで、心豊かな子どもを育てる。	P.30	青少年育成課
体力向上推進事業	企業と連携を図り、専門的な知識と技能を有する講師を招いて、児童生徒の技能向上や運動に親しむ資質や能力を育てる。また、いきいきしばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングしば」への積極的な取組の推進を図る。	P.33	保健体育課
地域における夜間中学の維持	戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人、不登校等の理由による「学び直し」の人、様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人など、多様な背景を持った人たちの学びの場として、義務教育を受ける機会を実質的に保障する。	P.47	義務教育課 指導課
トイレ改修事業	老朽化した学校のトイレについて、洋式便器化、床の乾式化、内装改修及び機器の更新等を行い、総合的なトイレの環境改善を図る。	P.44	教育施設課
道徳教育推進事業	「特別の教科 道徳」の授業改善、挨拶やマナー等、日頃の生活の中ですぐに実践できる規範意識の育成に重点を置いた取組を行う。あわせて、各学校における道徳教育の推進を図る。	P.29	指導課
特別支援学級及び通級指導教室の設置	児童生徒の障がい種や地域、特別支援学級と通級指導教室のバランスなどを十分に考慮しながら、計画的に特別支援学級及び通級指導教室の設置を進める。	P.46	義務教育課
特別支援学級等補助教員雇上事業	より一層の学習効果を上げるため、市内の特別支援学級及び通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒を対象に、特別支援学級担当者のほかに、補助教員を配置する。	P.46	義務教育課
特別支援学校との連携	公民館における児童生徒の作品展示や主催講座への参加など、障がい者の学びや地域交流の促進となるよう連携を図る。	P.55	社会教育課
特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を充実させる。共生社会の実現を目指し、すべての子どもたちが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加していくために、特別支援教育を推進する。	P.46	指導課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
図書館運営事業	市民の知識や情報へのニーズに応えるため、図書館を運営する。市内図書館5館1室に加え、大野・西部公民館図書室、男女共同参画センター情報資料室、いちかわ情報プラザの予約受け取り窓口、自動車図書館、市内を回る資料輸送等を行う。	P.55	中央図書館
図書等整備事業	情報の拠点として市民の学びを支える、子どもの成長をサポートする、地域の文化を育み豊かなまちづくりを支えるという図書館の基本的な使命を達成するために図書等の資料の充実に努める。	P.55	中央図書館

#### 〈な行〉

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
入学準備金貸付事業	経済的理由により高等学校、専修学校、短期大学又は大学に入学を希望する人の保護者で入学準備金の調達が困難な人に貸付を行う。	P.47	就学支援課

#### 〈は行〉

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
博物館企画展事業	考古博物館・歴史博物館・自然博物館の3館が年度毎に持ち回りで企画展を行う。	P.56	考古博物館
博物館展示・教育普及事業	常設及び季節展示、歴史セミナー、講演会、体験学習（縄文学習、火おこし、組紐、紋切り体験、長田谷津散策会など）などの教育普及に関わる取組を行う。	P.36 P.55 P.56	考古博物館
博物館の活用の推進（文化財を活用した博物館事業）	市内小学校への出張縄文体験学習、館内展示解説及び貝塚見学ツアーを行う。	P.58	考古博物館
博物館の体験学習を支援するボランティアの養成	体験学習（縄文学習、火おこし、組紐、古文書、季節行事など）を支援する指導員の養成を行う。	P.56	考古博物館
博物館保管研究事業	収蔵資料の調査研究及び整理、市史編纂関係報告書の作成、各種研究会への参加や博物館の見学などをを行う。	P.56	考古博物館
部活動の地域移行	国、県の方針に則った段階的な地域移行に向け、学校現場、各団体への聴取を行いながら計画的に進める。また、統括団体の設立及び運営に向けた条件整備等、他課と連携を図りながら整備する。	P.52	保健体育課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
ふれんどルーム市川	不登校児童生徒の社会的自立に向けて自我の確立及び集団生活の適応力の向上を図り、個々の状況に応じた支援を行う。	P.46 P.48	教育センター
ヘルシースクール推進事業	食生活の乱れ、体力・運動能力の低下、生活習慣病の低年齢化など現代の子ども達に山積する健康課題の改善や望ましいライフスタイルの確立を図る。学校・家庭・地域が一体となって取り組む包括的な健康教育の推進、充実を目指す。	P.33	保健体育課
放課後保育クラブ	待機児童解消に向けて、市立小学校や指定管理者と協議し、保育クラブの増設や拡充を図るとともに、子ども教室との連携を推進する。	P.48	青少年育成課
訪問指導事業	「学習指導要領」「葛南教育事務所重点目標」のもと、各校を訪問し、学校教育目標、教育課程、教育環境、児童生徒の学習や生活の状況、教職員の指導等に関する指導・助言を行い、本市の学校教育活動の質の向上を図る。	P.43	指導課
防災教育推進事業	東日本大震災等の教訓を生かすため、3月11日を「防災教育の日」として制定し、防災意識を高めるための教育を推進する。	P.36	指導課

### ＜ま行＞

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
埋蔵文化財調査事業（下総国府調査）	国府台野球場の整備工事に際し、下総国府関連遺構の解明に必要な発掘調査を行う。発掘調査で得た成果を発掘調査報告書として刊行し、今後市民等への周知を図る。	P.58	考古博物館

### ＜や行＞

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
幼児教育推進事業	公立幼稚園及び希望する私立幼稚園の要請により、幼児教育相談員を派遣するとともに、子育て等について不安や悩みを抱える未就学児の保護者の相談を受ける幼稚園子育て相談を行う。	P.25	指導課
幼稚園教諭と保育士との交流	幼児期の教育に関する研修会を実施するとともに、公開研究会をはじめ各園内研究会に参加を募り交流を図る。互いの保育の様子を見る機会を設け幼児教育の質の向上を図る。	P.25	指導課

**<ら行>**

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
ライフカウンセラー設置事業	児童生徒の精神的な悩みに対し、適切な対応を行う。小学校では、休み時間の交流等により、ゆとりとくつろぎを与え、心の安定を図る。中学校では、児童生徒へのカウンセリングや、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。	P.46 P.48	指導課

## 2 市川市の教育を取り巻く現状

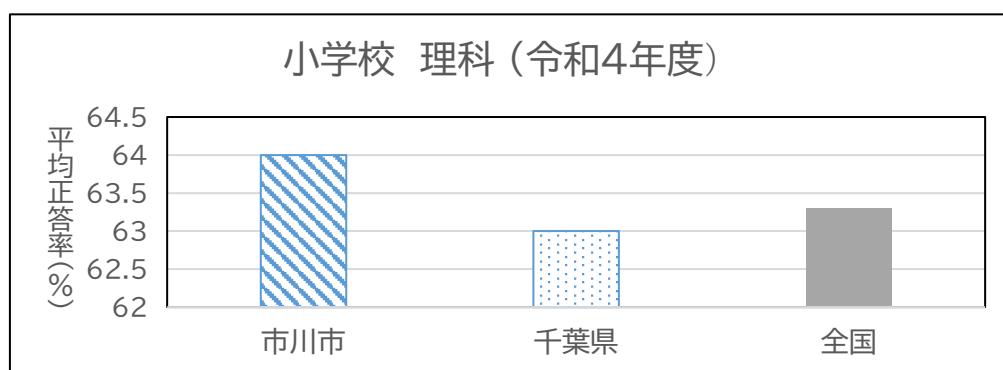
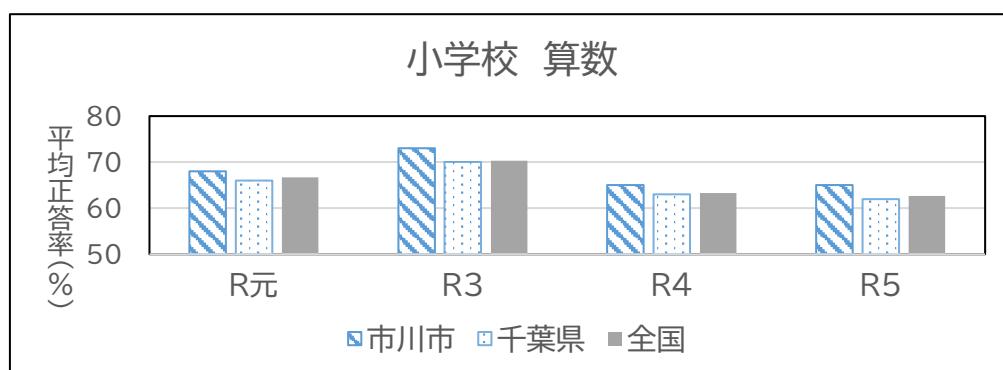
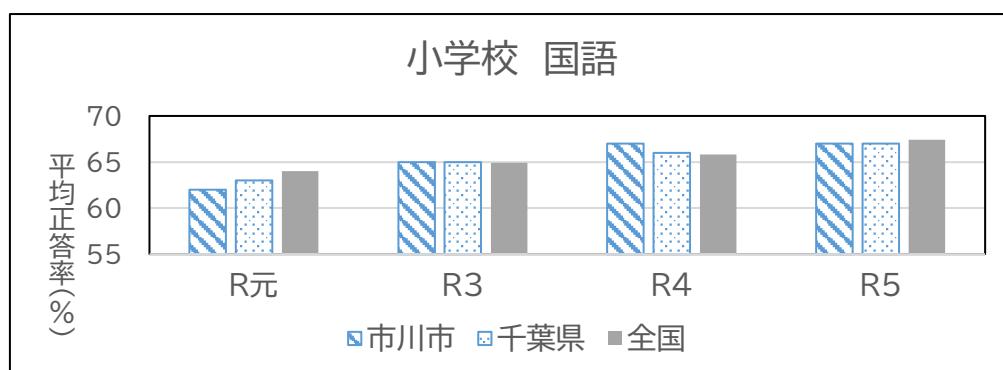
### (1) 施策2 学力関係

児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進

（「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）

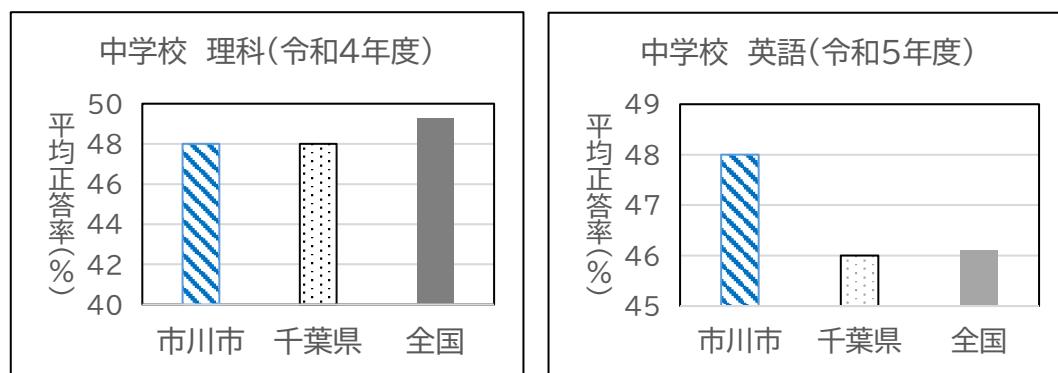
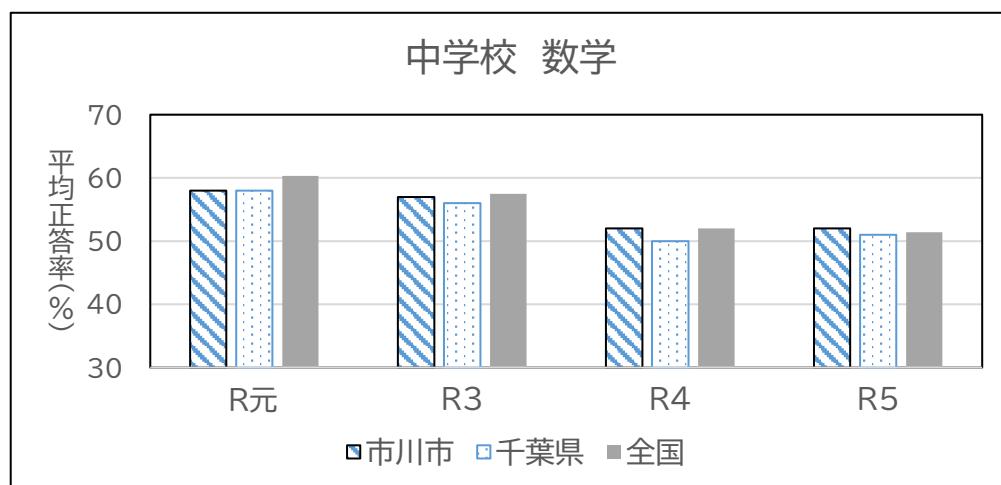
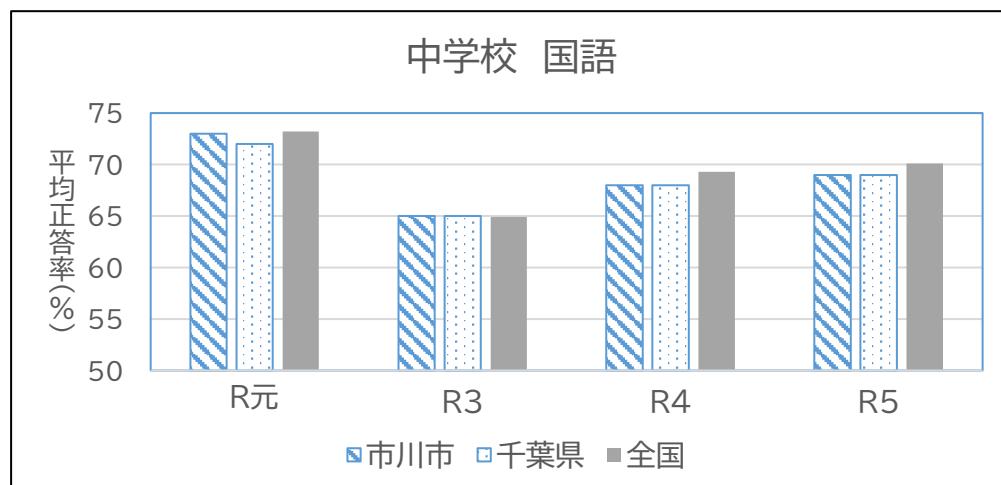
#### ○ 全国学力・学習状況調査の市川市、千葉県、全国の平均正答率(公立)の推移

##### 1. 小学校(公立)



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

## 2. 中学校(公立)

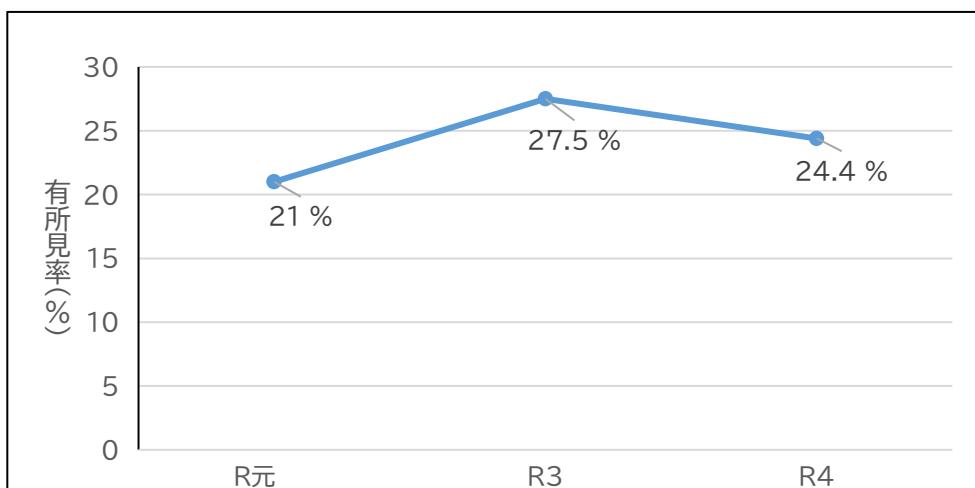


※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

## (2) 施策7 生活習慣関係

### 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進

#### ○ 小児生活習慣病予防検診の児童の有所見率



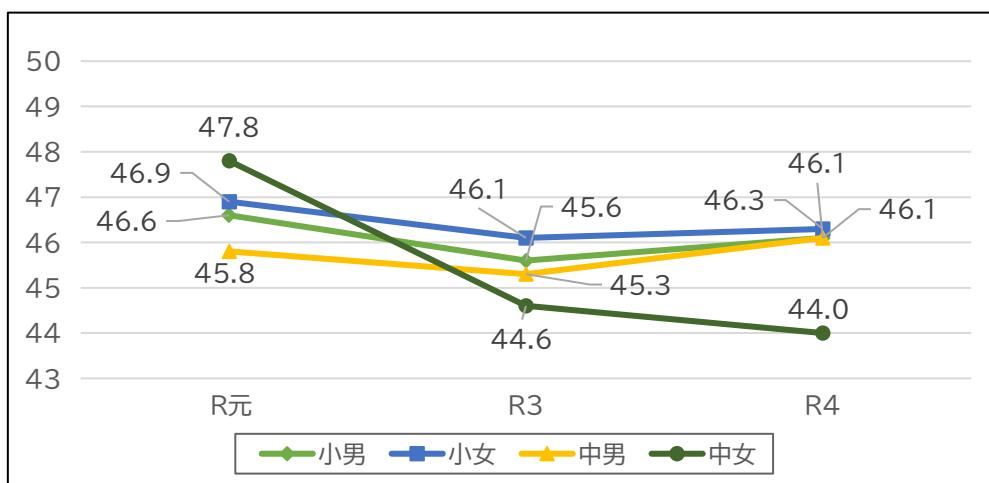
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

※小児生活習慣病予防検診は、将来の生活習慣病(糖尿病、高血圧症などの病気)の因子を持つ児童生徒の早期発見と個別指導を目的とする検診。

## (3) 施策9 体力関係

### 運動やスポーツに親しむ機会の充実

#### ○ 市川市立学校の新体力テスト総合得点 T スコア



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

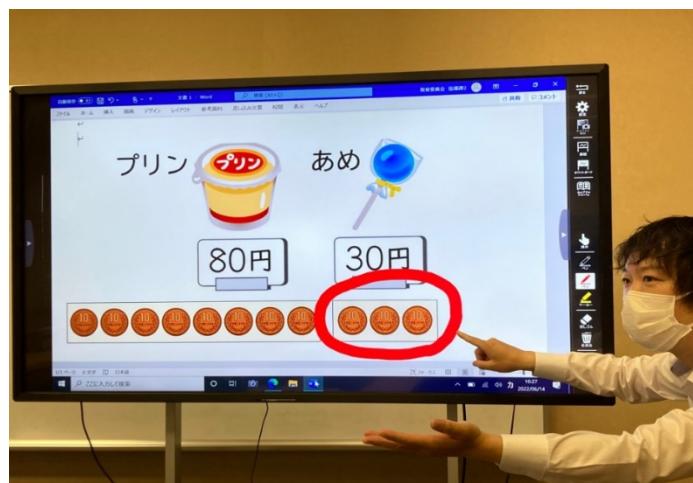
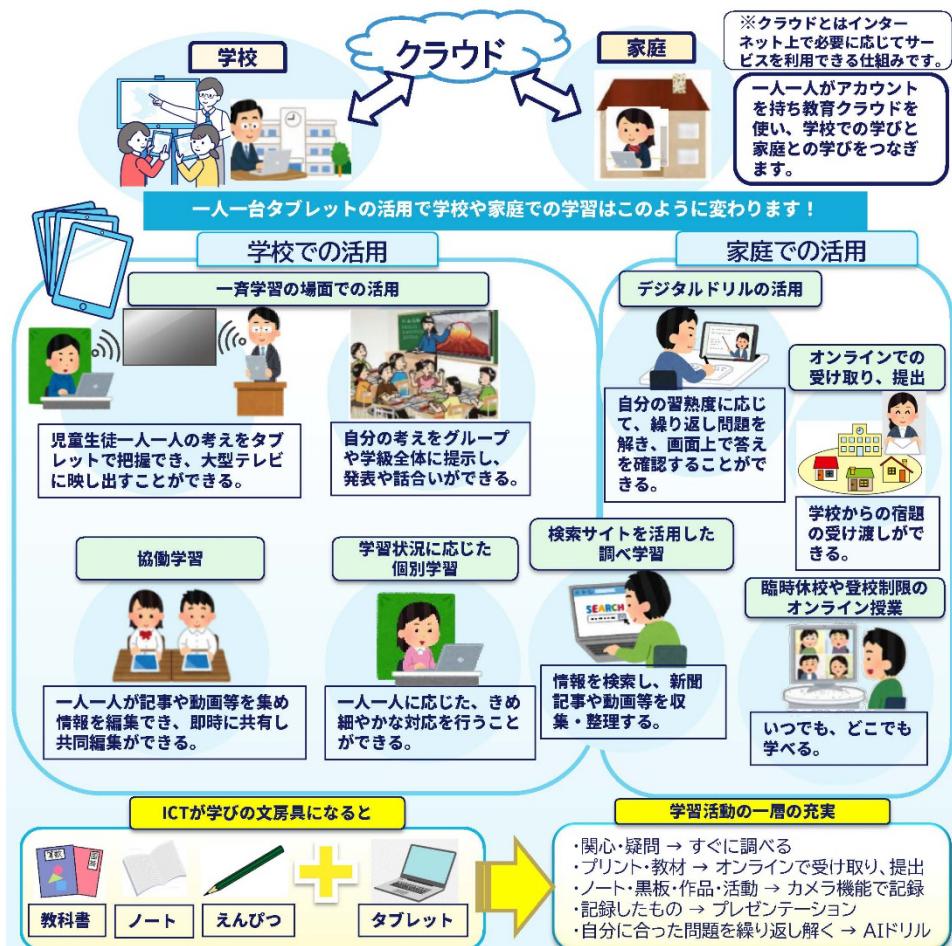
※Tスコアは偏差値のことと、全国平均値を50とした場合の市平均値を示している。

## (4) 施策14・15 ICT 関係

### 教育の ICT 環境整備の充実

### 教職員の ICT 活用指導力の向上

#### ○ いちかわ GIGA スクール構想

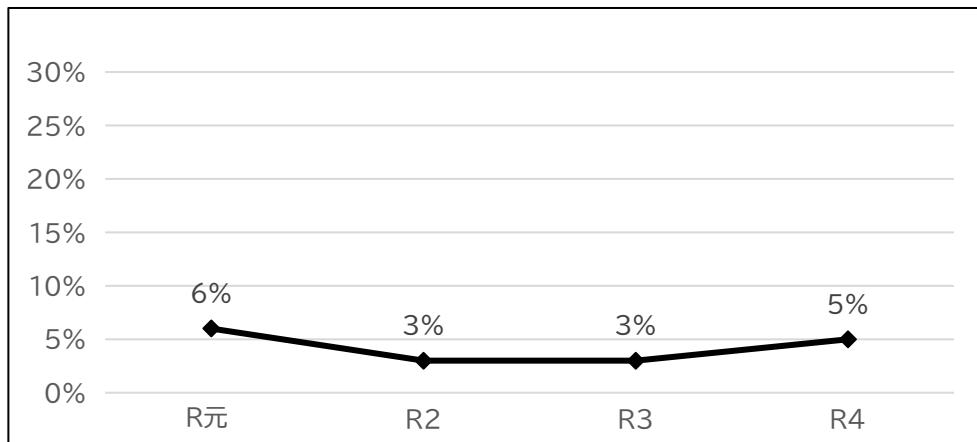


大型提示装置を使用した授業風景

## (5) 施策16 働き方改革関係

### 働き方改革の推進

- 市川市公立学校の教諭の1か月当たりの超過勤務時間が80時間を超えた割合



## (6) 施策23 外国籍児童生徒関係

### 教育的支援が必要な子どもへの対応と相談体制の強化

- 通訳講師の総派遣回数等

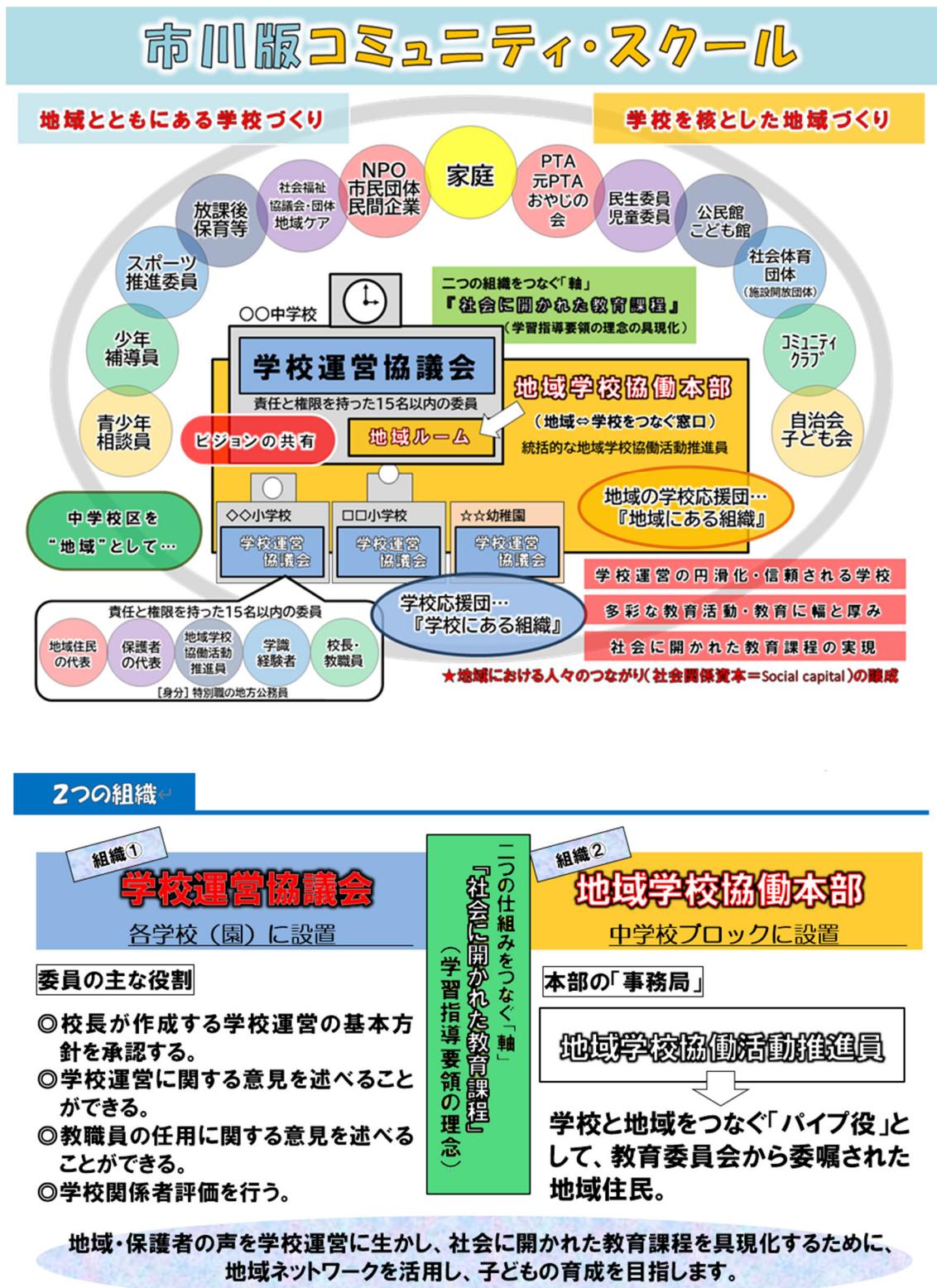
年度	総派遣回数	対象児童生徒数	対応言語数等
令和元年度	997回	217人	12言語(中国語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ロシア語、ネパール語、ウルドゥ語、英語、ヒンディー語、ベトナム語、ポルトガル語、インドネシア語)
令和2年度	845回	218人	13言語(同上、アラビア語)
令和3年度	802回	193人	
令和4年度	832回	197人	15言語(同上、シンハラ語、カンナダ語)

※帰国児童生徒・外国人児童生徒教育については、新浜小・行徳小・富美浜小・塩焼小・塩浜学園・南新浜小・第七中・大洲中(夜間)に、適応指導及び日本語指導を行う教室(ワールドクラス等)が設置され、日本語が十分理解できない児童生徒を対象として、日本語教育を含めた学習面での指導や学校生活への適応指導を行っている。

※適応指導及び日本語指導を行う教室(ワールドクラス等)が設置されていない小・中学校では、通常の学級で学習しながら、外国人子女等適応支援事業における通訳講師を活用して、日本語指導や教科指導、学校生活への適応指導を行っている。

## (7) 施策26 コミュニティ・スクール関係

地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進



## ○ コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて「学校運営協議会※1」を置く学校のことです。平成16年に法制化され、平成29年から設置が努力義務とされています。

学校運営協議会では保護者や地域住民の声を積極的に生かし、地域とともにあら学校づくりを進めていくことができます。

学校を取り巻く地域の人たちが様々な知識や知恵・経験を持ち寄って連携し、学校の教育活動や運営をサポートする「学校の応援団」です。

### ※1 学校運営協議会

市川市教育委員会から任命された地域住民、保護者の代表等、15名以内の委員が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する“学校にある学校応援団”的な組織。校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校関係者評価をしたり、地域・保護者の意見を学校運営に反映させ、学校教育をどのように進めていくかを「熟慮」と「議論」を重ねて意見を合意形成する組織。



学校運営協議会開催の様子

## ○ 市川版コミュニティ・スクール

市川市では、「学校運営協議会」を設置している学校と合わせ、「地域学校協働本部※2」という地域から学校を応援する組織も併せて設置しています。

この「学校運営協議会」、「地域学校協働本部」、二つの組織の相乗効果を期待しています。両輪の関係である二つの組織が設置された学校や地域のことを“市川版コミュニティ・スクール”と呼び、地域と学校の連携・協働体制の充実を図っています。

### ※2 地域学校協働本部

中学校ブロック及び義務教育学校区を単位に設置する“地域にある学校応援団”的こと。市川市教育委員会から委嘱された地域学校協働活動推進員(旧称:学校支援コーディネーター)を中心に、学校のニーズを引き出し、地域のネットワークを活用して様々な教育活動や地域活動をサポートする地域と学校のパイプ役。また、地域と学校が連携・協働して、学校を核として地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を総称して『地域学校協働活動』と言う。



第二中ブロック みまもりたい



大洲中ブロック  
クリーングリーンマイタウン



妙典中ブロック コーディネーターズカフェ



第八中ブロック 平和の折り鶴贈呈

○ 「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

年 度	受賞ブロック
平成28年度	第八中学校ブロック(第八中・平田小・鶴指小・大和田小)
平成30年度	第六中学校ブロック(第六中・鬼高小・稻荷木小)
令 和元年度	塩浜学園
令和2年度	第一中学校ブロック(第一中・市川小・国府台小・中国分小)
令和4年度	第二中学校ブロック(第二中・真間小・菅野小・須和田の丘支援学校)

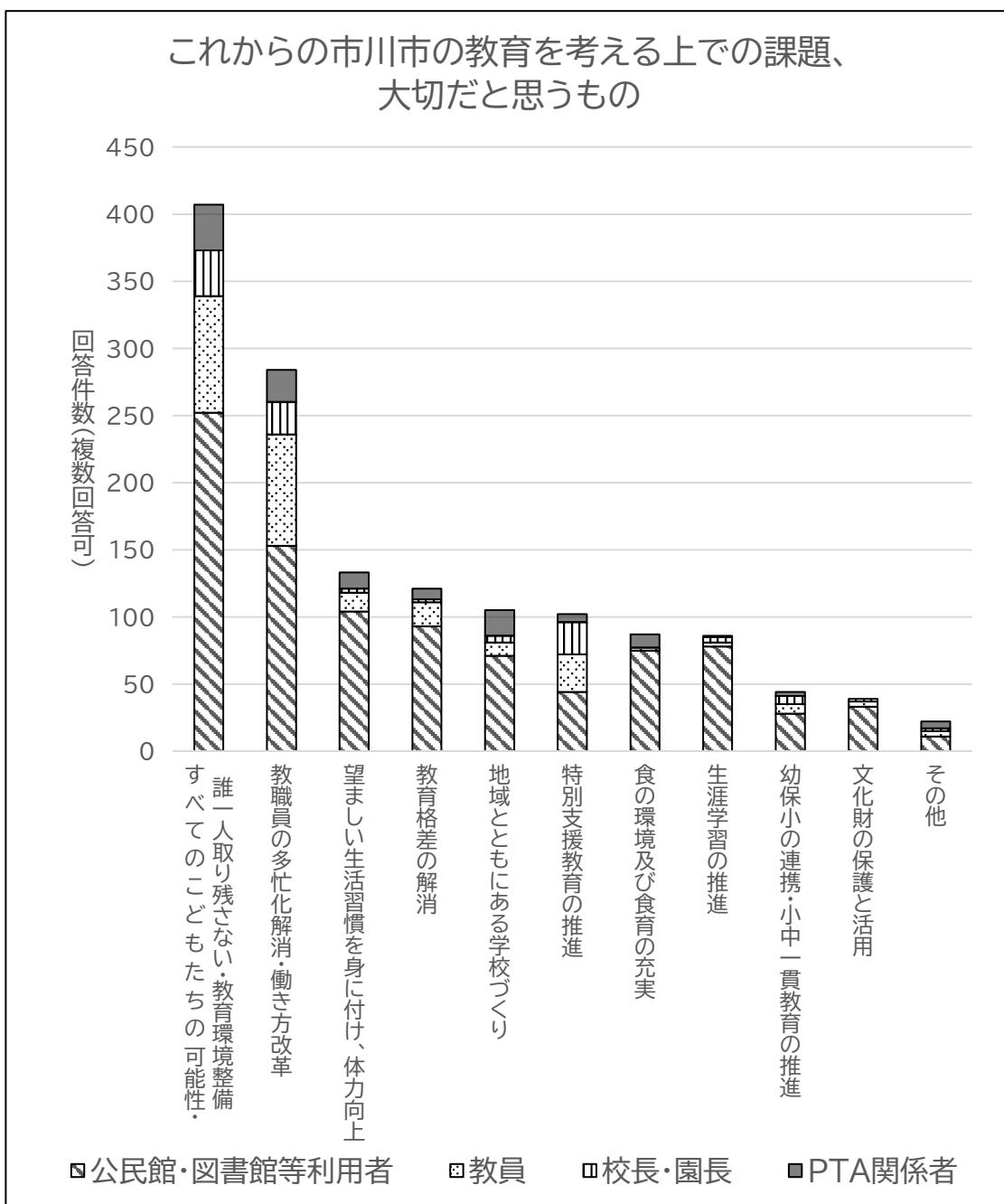
○ コミュニティ・スクール制度(市川版コミニティ・スクール)のあゆみ

年	主な内容
平成27年度	・コミニティ・スクール導入検討委員会 発足
平成28年度	・塩浜学園 コミニティ・スクール指定(学校運営協議会設置) ・平成29年度 コミニティ・スクール モデル校募集(~9月)
平成29年度	・5ブロック17校にて研究モデル校実施(計18校で学校運営協議会を設置) 第一中ブロック 第一中、市川小、国府台小、中国分小 第四中ブロック 第四中、中山小、若宮小 第六中ブロック 第六中、鬼高小、稻荷木小、 第八中ブロック 第八中、平田小、鶴指小、大和田小 福栄中ブロック 福栄中、南新浜小、福栄小
平成30年度	・2ブロック7校・1園にて研究モデル校実施(計25校・1園で学校運営協議会を設置) 第七中ブロック 第七中、行徳小、新浜小、新浜幼稚園 東国分中ブロック 東国分中、国分小、曾谷小、稻越小 ・6ブロックで地域学校協働本部が設置される 第一中、第四中、第六中、第八中、福栄中、塩浜学園ブロック
平成31年度 / 令和元年度	・8ブロック・30校5園にて学校運営協議会を設置 (すべての市立学校・園 55校・6園で設置完了) ・2ブロックで地域学校協働本部が設置される(計8ブロックで設置) 第七中、東国分中
令和2年度	・8ブロックで地域学校協働本部が設置され、全16ブロックで設置完了 第二中、第三中、第五中、下貝塚中、高谷中、大洲中、南行徳中、妙典中

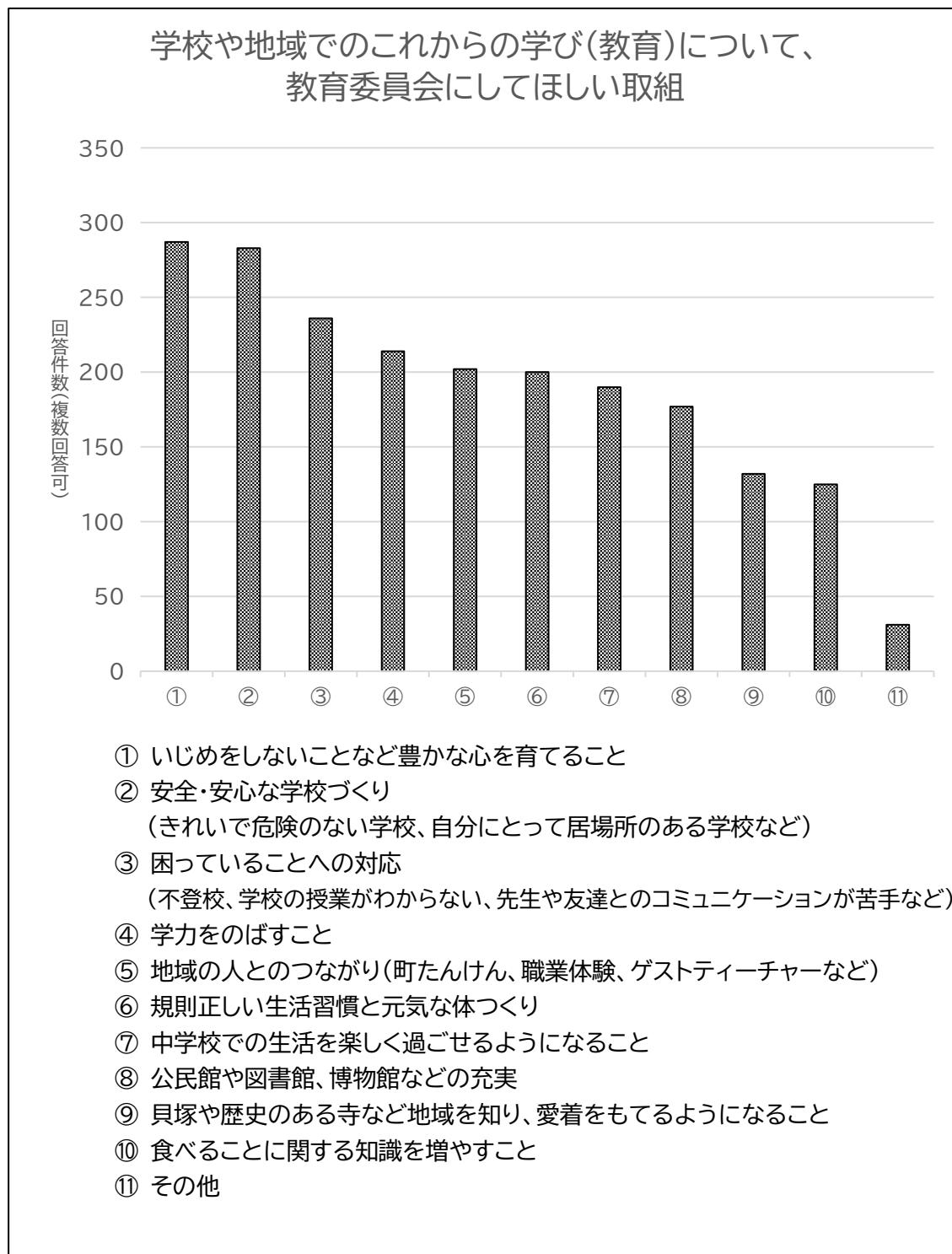
## (8) 市川市の教育に関するアンケート集計結果

本計画の策定にあたっては、学識経験者だけでなく、教育現場、保護者、市民の皆様からのご意見を踏まえたものとともに、施策を推進する上で参考とするため、令和5年7月初旬から9月下旬にかけて、アンケートを実施いたしました。主な集計結果は、次のとおりです。

(大人)



(児童生徒)



### 3 策定経過

年月日	会議名等	主な内容
令和5年 7月初旬 ～ 9月下旬	アンケート調査	対象者 ・児童生徒、保護者、市民、教職員、校長園長 内容 ・これからの市川市の教育を考える上での 課題、大切だと思うもの
7月21日	総合教育会議	市長と市川市における今後の教育の在り方 について共有
8月24日	教育振興審議会	第3回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画策定に向 けて意見交換
10月5日	定例教育委員会	第4期市川市教育振興基本計画の策定につ き諮問することについて議決
10月23日	教育振興審議会	第4回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画の策定に ついて諮問、調査審議
11月9日	教育振興審議会	第5回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画の策定に ついて調査審議
11月18日 ～ 12月18日	パブリックコメント	第4期市川市教育振興基本計画(案)につ いて(提出意見 2人・2件)
12月21日	教育振興審議会	第6回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画策定につ いて調査審議、答申
12月26日	総合教育会議	市長と第4期市川市教育振興基本計画(案) について共有
令和6年 1月11日	定例教育委員会	第4期市川市教育振興基本計画を策定

## 4 市川市教育振興審議会

### (1) 市川市教育振興審議会条例

平成 23 年 3 月 28 日条例第 11 号

#### (設置)

第1条 本市に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(1) 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

#### (組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

#### (委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 学校教育の関係者

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者

(4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 (略)

(2) 市川市教育振興審議会委員

選出区分	氏 名	所属・役職
学識経験のある者 (第1号委員)	天笠 茂	千葉大学 名誉教授
	田中 孝一	国立教育政策研究所 フェロー
	柳澤 幸江	和洋女子大学 教授
	五十嵐 祐子	前 市川市立須和田の丘 支援学校 校長
学校教育の関係者 (第2号委員)	石田 清彦	前 市川市立第二中学校 校長
	田代 美香絵	市川市立塩焼幼稚園 園長
幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校 又は特別支援学校に 在学する幼児、児童 又は生徒の保護者 (第3号委員)	松本 浩和	市川市立学校 保護者
	山田 博美	市川市立学校 保護者
地域における教育の 向上に資する活動を 行う者 (第4号委員)	尾崎 えみ子	統括的な地域学校協働 活動推進員
	神野 和江	統括的な地域学校協働 活動推進員

### (3) 諒問書

令和 5 年 10 月 23 日

市川市教育振興審議会

会長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸惠



第4期市川市教育振興基本計画の策定について（諒問）

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき  
第4期市川市教育振興基本計画を策定するに当たり、市川市教育振興審議会  
条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙を添えて  
諒問します。

## 《諮問理由》

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成21（2009）年3月に「市川市教育振興基本計画」を策定し、「人をつなぐ　未来へつなぐ　市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度）、「第3期市川市教育振興基本計画」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）においてもこの基本理念の実現のため、施策を推進し、計画の目標を着実に達成してきました。

一方、「望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進」「体力向上の取組の推進」等の施策をさらに充実させていかなければならないことが明らかになりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵略などによる影響をはじめ、社会では、少子化・人口減少、格差の固定化などの課題があふれています。将来の予測が困難で変化の激しい時代において、教育の果たす役割はますます重要となっています。

国の「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）に示されているように、これからの中長期的には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、多様な個人が幸せを感じ、地域や社会が豊かさを感じられ、誰もが排除されず、全ての人が社会に参画する機会を持つような教育政策が必要です。

このようなことから、市川の教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものにするため、「第4期市川市教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。

なお、審議に当たっては次の事項を基本とし、ご検討いただくとともに、同計画に掲げる目標の達成状況を確認するための成果指標とその背景等を確認するための参考指標についてお示しいただきますようお願いします。

#### 1 計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項で規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づいて策定された「市川市教育振興大綱」における教育施策の方針を尊重した計画とします。
- ・市総合計画の分野別計画であり、本市関連計画とも整合性を図ります。

#### 2 目指す姿、基本理念及び計画の体系

- ・市川の教育に関わる者が同じ方向を目指して教育政策を進めができるよう、目指す子ども像や家庭・学校・地域の姿を新たに示しております。
- ・現行計画の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとします。
- ・今後の教育政策を実効あるものとするため、現行計画の基本的な考え方等の体系を必要に応じて見直すものとします。

#### 3 計画の対象及び期間

- ・教育委員会が実施する市立学校における教育に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象とします。
- ・計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。

#### 4 計画策定期

- ・令和6（2024）年1月策定を目指します。

#### (4) 答申書

令和5年12月21日

市川市教育委員会  
教育長 田中庸惠 様

市川市教育振興審議会  
会長 田中庸恵

第4期市川市教育振興基本計画の策定について（答申）

令和5年10月23日付けで市川市教育振興審議会に諮問のあった標記の件について、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので答申いたします。



## 第4期市川市教育振興基本計画

---

令和6年1月発行

編集・発行／市川市教育委員会

〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

電話：047-383-9224 FAX：047-712-8788

<https://www.city.ichikawa.lg.jp>

